（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・~~事務費~~・人件費

案分率

共通案分率　~~50%~~ 25%

それ以外の案分

案分の説明

デジタルカラー複合機
（コピーリース料）

20,570円×50%
＝10,285円

10285円を充当

03-4-5 口座振替３　　*20,570　シャープ ファイナンス

☆お客様がお申込みになる会社名
賃貸人(乙) シャープファイナンス㈱
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
【リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL 0570-003338

シャープリースお申込みの内容(控)

お申込の際は、2枚目承諾登裏面の同意条項ならびに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。

お取扱店様は、このページをお客様へお渡しください　No1125(19.12改)

申込種別: 1.新規 2.機種変更 3.増設
機種変更の場合、旧契約番号:

① 申込書控(お客様用)

申込年月日: 20 年 月 日

左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、その解約金を含めた契約として了承しています。

リース申込者(甲)

住所 フリガナ	ヒメジシ ホンマチ 4チヨウメ 7バン14ゴウ
〒670-0012	姫路市本町68番前第一ビル
社名 フリガナ	トイダ ジムショ
	戸井田事務所
役職名 代表者名 フリガナ	トイダ ユウスケ
	戸井田 祐輔
区分	法人・公的機関 / 個人事業主(男・女)
設立	明・大・昭・平・令 年 月
業種	
資本金	百万円
年商	百万円
従業員	人
☎	079-281-7700
FAX	079-281-7707
E-mail	
2・3・4枚目に押印してください。	
担当窓口 部署名	
担当者名	

個人事業主の場合追記

代表者 ご自宅住所	フリガナ [redacted]
生年月日	[redacted]
☎	[redacted]
携帯電話	- -
配偶者	[redacted]
同居のご家族	[redacted]
年収	万円

連帯保証人予定者

お名前 フリガナ	
2・3枚目に押印してください。	
お勤め先 名称・所属・役職	
ご自営	
ご住所 〒 ☎ 携帯電話	
所在地 〒 ☎	

性別	生年月日	お申込者との関係	ご家族	お住い	居住年数	勤続	年収
男・女(法人)	昭・平・令 年 月 日		配偶者 有 無 子供( )人	1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公団・公営 7.アパート	年	年	万円

お支払口座

ゆうちょ銀行以外の金融機関 / ゆうちょ銀行

通帳記号	6桁目がある場合は※にご記入ください。	通帳番号(右ツメ記入)
1	0 ※	

名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。)	フリガナ
名義人	メイギニン: トイダ エウスケ
	ヤクショクメイ:
役職名※	
代表者名※	ダイヒョウシャメイ:

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

No	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	カラー複合機	富士ゼロックス	APeosPort C3070PFs	1
2				
3				
4				
5				
6				

リース物件

物件設置場所: (賃借人住所地と異なる場合)設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間: リース開始日から 60 ヶ月
リース開始予定日: 20 年 月 日

月額リース料		
	リース料	18700 円
	消費税等	1870 円
	合計	20570 円

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料支払月: 第1回目 20 年 月 / 第2回目 20 年 月 / 最終回 20 年 月

支払日: 毎月3( )日　支払方法: □口座振替・銀行振込
支払口座: 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座

再リース料(年額): 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額保守料		
	保守料	円
	消費税等	円
	合計	円

代理受領期間: 第1回目 20 年 月 / 最終回 20 年 月
保守料総額(税込) 円

特約条項:

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

シャープ株式会社
〒672-8071 姫路市飾磨区構2丁目102番地
TEL(079)233-1231(代)

No　担当者

・金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。(口座振替)
・リース契約日・リース期間・保守料等は後日送付致します「リース料お支払い明細書」にてご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

お客様控は申込書本体様が記載されているページをお受け取りになられた際に保管ください

リース契約約款

貸借人（申込者はこの契約が成立したときに貸借人になります。以下「甲」という）と貸貸人（以下「乙」という）並びに連帯保証人（連帯保証人予定者はこの契約が成立したときに連帯保証人となります）は、以下のとおり契約します。

第1条（リース契約の目的）

乙は、契約書（申込書含む。以下同じ）に記載された甲が指定する取扱店（以下「取扱店」という）から、契約書に記載された甲が指定するリース物件（ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という）を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条（中途解約の禁止）

この契約は、この契約に定める場合を除き解約することはできません。

第3条（物件の引渡し）

1. 物件は、取扱店から契約書記載の物件設置場所（以下「物件設置場所」という）に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡のときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で取扱店のために物件を保管します。
2. 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という）がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受証を記載したリース物件受領書（以下「物件受領書」という）を乙に発行するものとし、乙が物件受領書を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
3. 前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という）ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、取扱店との間でこれを解決した後、前項に従い、物件受領書を乙に発行するものとします。
4. 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせた甲したときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、取扱店から請求があったときは、甲は、その請求の当否について取扱店との間で解決します。

第4条（物件の使用・保管）

1. 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件設置場所において物件を使用できます。
2. 甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備をおこなうものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。
3. 甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第5条（リース期間）

リース期間は契約書記載のとおりとし、物件受領書の借受日より起算します。

第6条（リース料）

甲が乙に対して支払うリース料の額・支払期日・支払方法は契約書記載のとおりとします。

第7条（前払リース料）

1. 前払リース料は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、支払われるものとします。
2. 前払リース料は、最終支払分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
3. 甲が第20条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

第8条（物件の所有権標識）

1. 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「乙の所有権標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

第9条（物件の所有権侵害の禁止等）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなどの所有権を侵害する行為をしません。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
   1.物件を他の不動産または動産に付着させること
   2.物件の改造、加工、模様替えなどにより物の原状を変更すること、3.物件を第三者に転貸すること
   4.物件の占有を移転し、または物件設置場所から物件を移動すること
   5.この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること
3. 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
4. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第10条（物件の点検等）

乙またはこの指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第11条（事業状況の報告）

甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の決算書その他乙の指示する関係書類を乙に提出します。

第12条（通知事項）

甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。

1. 名称または商号を変更したとき　2.住所を移転したとき
3. 代表者を変更したとき　4.事業の内容に重要な変更があったとき
5. 合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき
6. 財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき
7. 第20条第1項第2号から第4号（不渡り、差押え、法的整理）までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき

第13条（費用負担等）

1. 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2. 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
3. 甲は、この契約の開始日（物件の借受日）の税率に基づいて計算した消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
4. 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかんにかかわらず負担します。
5. 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。

第14条（相殺禁止）

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第15条（物件の保険）

1. 乙は、リース期間中（再リース期間を除く）、物件に動産総合保険を付保します（但し、地震、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保されません）。
2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。
3. 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
   (1)物件が修繕可能の場合には、乙は、甲が第4条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第4条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。
   (2)物件が滅失（修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。）した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第18条第2項の債務の弁済を免れます。

第16条（物件の品質等の不適合等）

1. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。
2. 物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に関して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
3. 前二項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が協議可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。
4. 第2項の場合において、甲が、乙に対してリース料の全部その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は取扱店に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。但し、前項及び本項の場合、乙は、取扱店の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
5. 甲は、第3項に基づいて、取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第17条（物件使用に起因する損害）

1. 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
2. 前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
3. 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

第18条（物件の滅失・損傷）

1. 物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。
2. 物件の引き渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、甲は、物件滅失日以後のリース料の支払いに代えて、直ちに、リース料総額から支払済リース料を控除した金額（以下「残存リース料」という）を乙に支払います。また、物件が残存していないときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
3. 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第19条（権利の移転等）

1. 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
2. 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
3. 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。

第20条（契約違反・期限の失効）

1. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
   (1)この契約または、この契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき
   (2)小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき
   (3)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは、破産の滞納処分または保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき
   (4)事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
   (5)住所変更の届出を怠るなど甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の所在が不明となったとき
2. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は乙からの通知はこの契約に基づく全ての債務について期限の利益を失うものとします。
   (1)この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき
   (2)経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
   (3)物件について必要な保存行為をしないとき
   (4)連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当した場合において乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
3. 甲が前2項の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみでこの契約を解除できるものとし、甲は、この請求に従い、直ちに乙へ物件返還及び残存リース料並びにその他の債務・費用を支払います。

第21条（遅延損害金）

甲は、第6条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第22条（再リース）

1. リース期間満了の1ヶ月前までに、甲が乙に対して乙所定の終了通知書によりリース終了の通知をしない場合には、この契約は契約書記載の再リース料で、この契約と同一の条件にて、リース終了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。但し、再リース期間中は物件について損害保険契約を締結しません。
2. 前項にかかわらず、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は第23条に従い物件を乙に返還するものとします。

第23条（物件の返還・清算）

1. この契約が一リース期間の満了または解除により終了したとき、若しくは第20条第3項によって乙から物件の返還の請求があったときは、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む）を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第3項により甲の所有権が認められる動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担でこれら動産を一切残さず撤去しなければならないものとします。また、物件にソフト（電磁的記録）が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該ソフトを消去するなど、乙が物件を乙に返還するのちに、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、甲の責任を負いません。
2. 甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
3. 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
4. 甲が物件に付着させた動産の取去または物件の原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った当該動産の取去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が被った損害のすべてを賠償します。
5. リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第20条第3項の残存リース料並びにその他の債務・費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。
6. 甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令（物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む）により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることができます。

第24条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務（以下「主たる債務」という）を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
   1.リース料及び消費税等相当額
   2.物件滅失日後の損害賠償金
   3.契約違反・期限の失効にかかるリース料の全部
   4.第21条に規定する遅延損害金
2. 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第22条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
5. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
   1.甲は以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
   1.財産及び収支の状況
   2.主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
   3.主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
   2.法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。
6. 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第25条（弁済の充当）

この契約に基づく甲の全ての弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む）の締結において、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   (1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   (2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
   (4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   (5)その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び連帯保証人は、自ら又はそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
   (1)暴力的な要求行為
   (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3)乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
   (5)その他前各号に準ずる行為
3. 甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができるものとします。本項に基づきこの契約を解除した場合の措置については第20条第3項、第21条及び第23条が適用されるものとします。
4. 前項の解除権の行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しないものとします。

第27条（特約条項）

契約書記載の特約条項は、この契約の他の条項に優先して適用されます。但し、特約条項欄に記載されていないものは、効力はないものとします。

第28条（合意管轄）

甲及び連帯保証人は、この契約に関して紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、乙の本社、担当支店、担当営業所の所在地を管轄する各地方裁判所または各簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第29条（通知の効力）

第20条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条に従い通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

第30条（公正証書）

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第31条（保守料代理受領の特約）

契約書の「保守料」欄に金額等の記載がある場合、下記条項が適用されます。

1. 甲は、契約書記載の保守会社との間で締結した保守契約に基づく契約書記載の保守料をリース料の支払と同時に乙に支払うものとし、乙は保守会社の委託に基づきこれを甲から受領して保守会社に支払います。
2. 乙は、甲に対して、前項の保守契約の内容及びその履行については一切その責を負いません。
3. リース契約が解除された場合、乙は保守料の代理受領は行ないません。
4. 甲の支払う金額が月額リース料及び月額保守料の合計額に満たない場合、乙は、甲から受領した代金を優先して保守料に充当します。
5. 消費税率が変更された場合、甲は、変更後の税率による税額を乙に支払います。

第32条（費用等の負担）

1. この契約の締結に要する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。
2. 甲は、リース料の支払いを怠り、乙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替依頼回数1回につき400円+消費税、甲及び連帯保証人に対し書面をもって支払の督促（振込用紙の送付を含む）をしたときは、督促手数料として督促回数1回につき400円+消費税を別に乙に支払うものとします。
3. 甲及び連帯保証人は、その都合により、乙から集金のため訪問を受けたときは、訪問回数1回につき訪問手数料として1,500円+消費税をそのつど乙に支払うものとします。

〒670-0012
兵庫県姫路市本町６８　大手前第一ビル

戸井田事務所　御中

（6601K0616041）　01901-　01901

（お問い合わせ窓口）
〒541-0052
大阪市中央区安土町２丁目３－１３
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス（株）
事務センター
0570-003338

［営業時間　9時～17時30分（土、日、祝日を除く）］

ご利用の内容

お支払日	毎月　3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 9月30日	お問い合わせ番号	6601K0616041
商品名	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾗｰﾌｸｺﾞｳｷ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年10月 1日から 2025年 9月30日まで　（ 60ヵ月 ）		
お支払合計額	1,234,200 円	内消費税額	112,200 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

預金種別　普通	口座名義人　ﾄｲﾀﾞ ﾕｳｽｹ

お取扱店　シオタニ（株）
TEL　0792-33-0071

お支払明細

作成日　2020年 10月　5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額		お支払後の残高
1	20 11	20,570 円	1,870 円	円	1,213,630 円
2	20 12	20,570	1,870		1,193,060
3	21 1	20,570	1,870		1,172,490
4	21 2	20,570	1,870		1,151,920
5	21 3	20,570	1,870		1,131,350
6	21 4	20,570	1,870		1,110,780
7	21 5	20,570	1,870		1,090,210
8	21 6	20,570	1,870		1,069,640
9	21 7	20,570	1,870		1,049,070
10	21 8	20,570	1,870		1,028,500
11	21 9	20,570	1,870		1,007,930
12	21 10	20,570	1,870		987,360
13	21 11	20,570	1,870		966,790
14	21 12	20,570	1,870		946,220
15	22 1	20,570	1,870		925,650
16	22 2	20,570	1,870		905,080
17	22 3	20,570	1,870		884,510
18	22 4	20,570	1,870		863,940
19	22 5	20,570	1,870		843,370
20	22 6	20,570	1,870		822,800
21	22 7	20,570	1,870		802,230
22	22 8	20,570	1,870		781,660
23	22 9	20,570	1,870		761,090
24	22 10	20,570	1,870		740,520
25	22 11	20,570	1,870		719,950
26	22 12	20,570	1,870		699,380
27	23 1	20,570	1,870		678,810
28	23 2	20,570	1,870		658,240
29	23 3	20,570	1,870		637,670
30	23 4	20,570	1,870		617,100
31	23 5	20,570	1,870		596,530
32	23 6	20,570	1,870		575,960
33	23 7	20,570	1,870		555,390
34	23 8	20,570	1,870		534,820
35	23 9	20,570	1,870		514,250
36	23 10	20,570	1,870		493,680
37	23 11	20,570	1,870		473,110
38	23 12	20,570	1,870		452,540
39	24 1	20,570	1,870		431,970
40	24 2	20,570	1,870		411,400
41	24 3	20,570	1,870		390,830
42	24 4	20,570	1,870		370,260
43	24 5	20,570	1,870		349,690
44	24 6	20,570	1,870		329,120
45	24 7	20,570	1,870		308,550
46	24 8	20,570	1,870		287,980
47	24 9	20,570	1,870		267,410
48	24 10	20,570	1,870		246,840
49	24 11	20,570	1,870		226,270
50	24 12	20,570	1,870		205,700
51	25 1	20,570	1,870		185,130
52	25 2	20,570	1,870		164,560
53	25 3	20,570	1,870		143,990
54	25 4	20,570	1,870		123,420
55	25 5	20,570	1,870		102,850
56	25 6	20,570	1,870		82,280
57	25 7	20,570	1,870		61,710
58	25 8	20,570	1,870		41,140
59	25 9	20,570	1,870		20,570
60	25 10	20,570	1,870		0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口>　神戸支店
神戸市須磨区弥栄台３丁目１５番２

XB01

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目	案分率
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2		共通案分率　50% 25% それ以外の案分　95% 案分の説明 「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページレンタルサーバーサービス 1,430円×95% =1,358円 1,358円を充当

03-4-12 口座振替５ | ★2926 ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 3年 4月27日

お支払日　令和 3年 4月12日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

ご入会年月　2020年7月(入会経過月数：10か月)
カード名称　[redacted]
会員番号
金融機関名
支店名

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内　訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】　お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もあります のでご注意ください。

ご　案　内

ＭＵＦＧカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

4186B291BB9C90E8C153990B11D887C1

発行日　令和 3年 4月27日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田　祐輔　様】						
3/ 3/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー (4-2)	1		1,430			
3/ 3/ 7	MSFT *<E0400DPVYL> / MSBILL.INFO (4-3)	1		1,496	１４９６．００	エン	１．０００

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Gmail 戸井田事務所[redacted]

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2021年3月度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com> 2021年3月16日 4:57
To: info@toi-da.com

ードメイン公式登録サービス――――――――――――――――――――――――――――

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

――――――――――――――――――――――― https://www.onamae-server.com/ ―

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとう
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

――

■ご請求／領収内容■

――

会員ID.....: [redacted]
請求番号.....: [redacted]
ご請求日.....: 2021/03/01

[ご請求／領収明細]――――――――――――――――――――――――――――――――
you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2021年4月ご利用分 1 1,430円
==========
お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■
2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいますようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
https://www.onamae-server.com/tax/2019/

※記載の料金はすべて税込金額です。
※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

――

【重要】■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

GMO INTERNET

発行日　令和2年10月19日

利 用 証 明 書

以下の者は「お名前.comドメイン登録規約」「統一ドメイン名紛争処理方針」及び「Whois情報確認方針」に同意のもと、「お名前.comドメイン登録サービス」の会員として下記の内容でドメインを登録していることを証明する。

・お名前.comドメイン登録規約
　https://www.onamae.com/agreement/a_ag/registration.html
・統一ドメイン名紛争処理方針
　https://www.onamae.com/agreement/a_ag/dispute.html
・Whois情報確認方針
　https://www.onamae.com/agreement/a_ag/whois.html

利用者名	戸井田 祐輔
住所	兵庫県姫路市本町 68 大手前第一ビル１Ｆ
電話番号	079-281-7700
メールアドレス	info@toi-da.com
登録ドメイン	you-toida.com

■お問い合わせ■
お名前.comお客様センター
TEL：03-5456-2560（接続後、音声ガイダンスにしたがって番号を選択してください。）
ドメインについてのお問い合わせは、１番のあとに２番を入力してお進みください。
営業時間：10：00～19：00（土日祝日を除く）
FAX ：03－5456－2556
E―メール：support@onamae.com

GMOインターネット株式会社
〒150-8512東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー
TEL 03－5456－2555
FAX 03－5456－2556

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率　(50%) / 25%

それ以外の案分

案分の説明

パソコン
リフトリース代

1,496円×50%
=748円

748円を充当

03-4-12 口座振替５　　★2926 ﾐﾂﾋﾞｼUFJﾆｺｽ

ＭＵＦＧカードご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田　祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

http://cr.mufg.jp

発行日　令和 3年 4月27日

お支払日　令和 3年 4月12日

三菱ＵＦＪニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3　津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	[redacted]
[redacted]	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	[redacted]

ご入会年月　2020年7月(入会経過月数：10か月)
カード名称　[redacted]
会員番号
金融機関名
支店名

リボ払いのご案内

返済方式	定額方式
返済コース	Ａコース
手数料率	１５．０００％

お問い合わせ先
ＭＵＦＧカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残　高(円)	ご請求金額(円)	内　訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				[redacted]				

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】　お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もあり ますのでご注意ください。

ご　案　内

ＭＵＦＧカード　スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料９９円（税込）でお送りしております。
※カードご入会後６ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では２４時間３６５日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

4186B291BB9C90E8C153990B11D887C1

発行日　令和 3年 4月27日

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名／海外都市名	支払回数	何回目	ご利用金額(円)	摘要 現地通貨額	通貨名称	換算レート
	【戸井田 祐輔 様】						
3/ 3/ 1	オナマエドットコムレンタルサーバー (4-2)	1		1,430			
3/ 3/ 7	MSFT *<E0400DPVYL> / MSBILL.INFO (4-3)	1		1,496	1496.00	エン	1.000

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。

Microsoft

請求書

2021 年 3 月
請求書発行日: 2021/03/05
請求書番号: E0400DPVYL

1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所
[redacted]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

製品:	Online Services	**請求額:**	1,360
発注書番号:		**割引:**	0
発注 ID:	2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881	**クレジット:**	0
請求期間:	2021/02/05 - 2021/03/04	**消費税:**	136
		合計:	**1,496**

お支払いについて: お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、管理センターへアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ https://aka.ms/Office365Billing
電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

注意:

Microsoft

請求書

2021 年 3 月
請求書発行日: 2021/03/05
請求書番号: E0400DPVYL

1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 X 月間 (または年間) の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

新しい請求金額

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細	サービス期間内のライセンス	月額料金/ライセンス	サービス期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税%	消費税	合計
2021/03/04 - 2021/04/03	月間のサブスクリプション料金	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					**1,360**	**0**	**0**	**1,360**		**136**	**1,496**

日本マイクロソフト株式会社　〒108-0075東京都　港区　港南2-16-3品川グランドセントラルタワー

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 3 年 4 月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ ）

整理番号	使途項目
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

電話代
19,410円×50%
＝9,705円
9,705円を充当

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
03-04-16	[redacted]	料金払込 PE
記　号		番　号
***		***
取扱番号	お取引金額	
NO40	＊19,410	
[redacted]	残　高	

[redacted]
払込金額　　＊19,410円

払込内容ＮＴＴﾌｧｲﾅﾝｽ
２０２１年　４月分

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

請求書（西日本ご利用分）

〒670－0012
姫路市本町68－170

大手前第一ビル　2階
戸井田事務所　様

郵便区内特別

02104210100466848 7

24113

Webでのお問い合わせ先
http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2021年　4月　7日発行
発行会社　NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【還付先】
〒536－0025　大阪市城東区森之宮1－6
－111　NLC森の宮ビル7F
社用コード　M30021111001 24113 23903 00 J
61 000000 1 0　21040101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／3ページ）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079－281－7700 [redacted]	2021年　4月ご請求分	19，410円	2021年　4月20日（火）

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
＊＊＊　NTTグループ各社ご請求金額　＊＊＊

NTT西日本分ご請求額	8，500円
NTTファイナンス分ご請求額	10，910円
（合計）	19，410円　詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年　4月ご請求分

ご請求内訳（お客様番号 [redacted]）

内訳項目　金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額（円） AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。）		税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,500	5,400	フレッツ　光ネクスト　FHS利用料	2月　1日～　2月28日	合　算
	-1,790	光もっともっと割	2月　1日～　2月28日	合　算
	1,100	ひかり電話オフィスA（エース）基本料	2月　1日～　2月28日	合　算
	2,000	複数チャネル使用料	2月　1日～　2月28日	合　算
	300	追加番号使用料	2月　1日～　2月28日	合　算
	72	ひかり電話（通話料）	2月　1日～　2月28日	合　算
	484	ひかり電話（携帯電話等への通話料）	2月　1日～　2月28日	合　算
	12	ユニバーサルサービス料	2月　1日～　2月28日　4番号分のご請求となります。	合　算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合　算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合　算
	772	消費税等相当額（合計）	合算表示の料金合計×10％	
◇NTT西日本分（小計）				
8,500	8,500	（小計）		
◇NTTファイナンスご利用分				
10,910	1,320	OCN光ｗｉｔｈフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	＊　契約番号：N109983264	非対象等
	9,590	リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	＊　リース料金3月分、残35回	非対象等
◇合計				
19,410	19,410	合計		

＊＊＊NTT西日本からのお知らせ＊＊＊
※電話のご注文・お問合せは「116」へ（無料）／携帯電話からは0800－2000116へ（無料）
※電話の故障は「113」へ（無料）／携帯電話からは0120－444113へ（無料）
※フレッツ・ひかり電話：0120－116116へ（無料）／故障：0120－248995へ（無料）
※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

リース契約書

(NTTファイナンス株式会社)

メンテナンス (あり)・(なし)

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
フリーダイヤル 0120－810－110

F 3 3 4 0 7 0 1 0 － 1 6 － 0 0 5 2 0

ビジネスフォンサポートプラス・ビジネスフォンサポート・Aコース・Cコース

2017 3 3

トイタ コウスケ

※私は「個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認のうえ、本契約を申込みます。

戸井田 祐輔

トイダ ジムショ

戸井田 事務所

1. 代表取締役社長
2. その他→
( )

(注) 兵庫県姫路市本町６８大手前第一ビル１階
記入不要

(注) ☎079281-7700
記入不要

☎079-281-7700

2017 3 3

役務提供日はリース開始日となります。
※お客様の料金サービスのご利用状況により、ご請求日が変更となる場合があります。

2017 3 24

2024 3 23

8 4

2017 5

8 8 8 0

7 1 0

9 5 9 0

8 0 5 5 6 0

NTTビジネスホン αA1 (S)

5

0 7 9 2 8 1 － 7 7 0 0

下記リース契約についてリース開始日をもって解約し、その解約金（上乗せ金額計）が本契約のリース料に含まれて請求されることに同意します。

グレードアップ対象契約番号	F	3	3	4	0	7	0	3	0	－	1	5	－	0	0	2	5	8						
	F									－			－											
	F									－			－											
上乗せ金額計（税抜）														7	3	5	0	0	円					

▷ 再リース料(年額)＝年額リース料×1/10（年間分一括前払い）
▷ 解　約　金＝リース料月額×リース期間－請求済リース料

－ －

口借主と同じ － －

私は「個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認のうえ、連帯保証人になります。 印

住所 県 市郡 (区)村
都道 区 町

ご署名のある方 1.代表者 2.役員 3.その他 ( )

大昭平 年 月 日

☎ ( ) －

※連帯保証人は自署・捺印願います。

西日本電信電話株式会社(NTT西日本)
事業所名 兵庫 支店
住所 神戸市中央区海岸通11
電話番号
担当者氏名

NTTビジネスソリューションズ㈱
事業所名 兵庫第二ビジネス営業部 支店
住所 神戸市中央区相生町1-3-2
電話番号 0120－927919
担当者氏名

3枚目

16-05AW(L) 2/8

[redacted]

戸井田　祐輔（戸井田事務所）　　様

（郵便物還付先）
〒 651-0088
兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番２２号 アーバンエース三宮ビル ６階
ＮＴＴファイナンス株式会社
お問い合せ先　神戸支店
(INFORMATION)　078-252-3371

[redacted]

お 支 払 予 定 表

拝啓　貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。　敬具

契約番号（管理番号）	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
F33407010-16-00520(00000)	ＮＴＴビジネスホン　αＡ１（Ｓ）	リース	2017年03月03日	2017年03月24日	2024年03月23日

リース料 消費税額等（別掲）	****** ******	お支払総額	****** ******	お支払回数
745,920 59,640	********** **********	805,560	********** **********	83 回

請求先電話番号	預金種別	口座番号	口座名義人
０７９２８１－７７００	****	*******	**********

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備考
1	2017/03	2017/05/20	回収代行	17,760 1,420	0 0	17,760 1,420	*
2	2017/05	2017/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
3	2017/06	2017/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
4	2017/07	2017/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
5	2017/08	2017/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
6	2017/09	2017/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
7	2017/10	2017/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
8	2017/11	2017/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
9	2017/12	2018/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
10	2018/01	2018/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
11	2018/02	2018/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
12	2018/03	2018/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
13	2018/04	2018/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
14	2018/05	2018/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
15	2018/06	2018/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
16	2018/07	2018/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
17	2018/08	2018/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
18	2018/09	2018/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
19	2018/10	2018/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
20	2018/11	2018/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
21	2018/12	2019/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
22	2019/01	2019/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

当社管理用情報
F33407010-16-00520(000-00-001-001)

回数	年 月 分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備　　考
23	2019/02	2019/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
24	2019/03	2019/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
25	2019/04	2019/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
26	2019/05	2019/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
27	2019/06	2019/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
28	2019/07	2019/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
29	2019/08	2019/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
30	2019/09	2019/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
31	2019/10	2019/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
32	2019/11	2019/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
33	2019/12	2020/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
34	2020/01	2020/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2020/02	2020/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
36	2020/03	2020/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
37	2020/04	2020/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
38	2020/05	2020/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
39	2020/06	2020/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
40	2020/07	2020/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
41	2020/08	2020/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
42	2020/09	2020/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
43	2020/10	2020/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
44	2020/11	2020/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
45	2020/12	2021/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
46	2021/01	2021/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
47	2021/02	2021/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
48	2021/03	2021/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2021/04	2021/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
50	2021/05	2021/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
51	2021/06	2021/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
52	2021/07	2021/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
53	2021/08	2021/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
54	2021/09	2021/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
55	2021/10	2021/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
56	2021/11	2021/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
57	2021/12	2022/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
58	2022/01	2022/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
59	2022/02	2022/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
60	2022/03	2022/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
61	2022/04	2022/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
62	2022/05	2022/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

当社管理用情報
F33407010-16-00520(000-00-001-001)

回数	年 月 分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等（別掲）	消費税額等（別掲）	お支払金額 消費税額等（別掲）	備　　考
63	2022/06	2022/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
64	2022/07	2022/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
65	2022/08	2022/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
66	2022/09	2022/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
67	2022/10	2022/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
68	2022/11	2022/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
69	2022/12	2023/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
70	2023/01	2023/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
71	2023/02	2023/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
72	2023/03	2023/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
73	2023/04	2023/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
74	2023/05	2023/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2023/06	2023/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
76	2023/07	2023/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
77	2023/08	2023/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
78	2023/09	2023/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
79	2023/10	2023/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
80	2023/11	2023/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
81	2023/12	2024/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
82	2024/01	2024/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
83	2024/02	2024/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
							以下余白

当社管理用情報
F33407010-16-00520(000-00-001-001)

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和3年4月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

[redacted] 様 振込 ご利用

[redacted]

お振込金額　¥2,805
振込手数料　¥110

お受取人は
[redacted]
ﾌｼﾞｾﾞﾛｯｸｽﾋﾖｳｺﾞ　（カ　様

お振込人は
ﾄｲﾀﾞﾕｳｽｹｼﾞﾑｼｮ　様

お取扱日　3. 4.16　電信振込

取扱店	機番	年　月　日	時　刻
[redacted]		3. 4.16	10:33
			2885

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

三井住友銀行

印紙税申告納付につき趣旨税務署承認済

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料

2805円＋110円（手数料）
＝2,915円
2,915円×50%
＝1457円
1,457円を充当

[redacted]

戸井田事務所

様

請求書

発　行　日：2021年04月02日
請求書番号：810401-0050120

今回ご請求額	2,805円

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632　電話：0120-069-840

【お知らせ】富士ゼロックスおよび販売会社・関連会社は2021年4月1日に社名が変わりました。本請求書の口座情報や社名を必ずご確認のうえ、記載された口座へのお振り込みやお支払いをよろしくお願い申し上げます。

お支払のご案内	
お支払約束日	2021年04月30日
お支払方法	お振込
金融機関名	[redacted]
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

	料金項目／品名	期間／送品NO	枚数／数量	単価	小計（円）	合計（円）
1	トータルサービス料金	2021/03/01-2021/03/31				2550
2	黒モード	1カウント 以上	200	3.00	600	
3	フルカラー	1カウント 以上	16	20.00	320	
4	最低コピー料金				2550	
5	ご使用合計		216			
6						
7	【代金/料金合計】					2550
8	【消費税および地方消費税(10%)】					255
9	【今回ご請求額】					2805
10						
11	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
12	（今回）（前回）（テスト）（ミス）	2021/03/01-2021/03/31				
13	1（1881）（1680）（0）（1）					
14	2（　　）（　　）（　　）（　　）					
15	3（65）（48）（0）（1）					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400　　3302201632 31 0407 0C9
A-077605　　0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

[redacted]

M1F003

注 文 請 書



発注者（甲）
戸井田事務所 御中

注文番号 209D783042001
発行日 2020 年 9 月 15 日

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお請けします。

受注者(乙)
所在地 兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
社名 富士ゼロックス兵庫株式会社
役職名 営業統括部長
氏名 馬 詰 和 [redacted]

（以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。）

記載項目

契約対象商品／契約種類／契約期間等

契約種類：トータルサービス契約
契約条件書番号：JTTA001B
契約対象商品：ApeosPort C3070 (Model-PFS)
機械番号：110458
契約期間：2020 年 9 月 15 日から 2025 年 9 月 14 日まで
開始メーターカウント：
メーター1 6 メーター2 1 メーター3 3
メーター4 メーター5 メーター6
設置調整完了日（新規購入の場合）：2020 年 9 月 15 日
初回締切日：請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。
料金計算の締切日：末日締
支払日：料金計算締切後翌月末日支払
請求サイクル：1ヵ月
ミスコピー控除方法：
乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード, カラーモード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます（小数点以下切り上げ）。

料金項目等	数量	単価（円）	料金（円）
トータルサービス料金（1台につき）			
コピー／プリント料金（1コピー／プリントにつき）			
黒モード（メーター1）	1カウントにつき	3.00	
フルカラーモード（メーター3）	1カウントにつき	20.00	
最低コピー／プリント料金（1台につき）			2,550（月額）

設置先等

＊設置先事業所：
＊＊所在地：兵庫県姫路市本町６８
＊＊事業所名：戸井田事務所
＊＊部課名：事務所
＊EP適用：（する・しない）
＊FAX番号：

以下余白

契約条件書番号　：　JTTA001B　トータルサービス契約　契約条項

第1条　本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
第2条　トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
第3条　甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
第4条　表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
(1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
(2) 乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
(3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
2. 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
第5条　甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
(1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
(2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
2. コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
3. トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
4. 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)。
5. 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。
6. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
7. 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
8. 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
9. 契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
(1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
(2) 「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
(3) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
10. 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
第6条　乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
2. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
第7条　乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
第8条　乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
2. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
3. 乙の技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
4. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査します。
5. 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
(1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
(2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整
(3) 商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
(4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
(5) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
(6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
(7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
(8) 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
6. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
第9条　乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびデベロッパーについては、画質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
2. 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
第10条　感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
第11条　商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
第12条　甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または貸貸した場合、本契約は終了します。
第13条　乙はし ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
第14条　甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
第15条　甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
(1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
(2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
(3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲またはは乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
第16条　乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙およびは乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
第17条　乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
第18条　本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
第19条　甲と乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
第20条　甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲およびは乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲およびは乙は、前2項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲およびは乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
第21条　本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
第22条　本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP(Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条（EPの利用に関する同意）
甲および乙は、対象機械（以下「機械」という）において本追加条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条（定義）
1. 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
2. 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のイントラネット（プロキシサーバ等を含む）を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
3. 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
4. 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置（「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機）の総称とします。

第3条（「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目）
1. 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデーターに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
2. 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
3. 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウントにもとづく料金の請求 (3)「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守（故障の発生回避を含む） (4)消耗品の配送 (5)乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6)乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録されたFAX自局ID（EP-DXのみ）
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」		・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換，補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報
「EP-BB」 「EP-BB light」		・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条（「EP通信装置」の貸与）
乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条（「EP」利用時の費用負担）
1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
   (1)公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
   (2)設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条（「EP」利用時の注意点）
甲は、下記の「EP（Electronic Partnership）ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条（「EP」の利用中止）
1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP（Electronic Partnership）ご使用上のお願い

1.「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機（以下「本装置」という）は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

① 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」では22cm以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では15cm以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。

② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。

③ 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
- 手術室、集中治療室（ICU）、冠状動脈疾患監視病室（CCU）には「本装置」を持ち込まないでください。
- 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
- ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
- 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。

④ 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2.「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常5分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

＜EP-DX 表示例1＞

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

＜EP-DX 表示例2＞

リモートメンテナンス中です。

以上

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目	案分率
6	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 (50%) 25% それ以外の案分 案分の説明 車のリース代 別添の通り 29,512円を充当

03-4-19 口座振替３　　*72,600　TF)トヨタファイナンス

兵庫トヨタ自動車㈱　充当計算

4 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計　（５０%）	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
ＴＶコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計　¥488730/36回　　月々　¥13576　を除外

トヨタクレジットカーリース集金保証(L型方式)お申込みの内容

★ボールペンで強く自筆願います。

お申込日 令和 2 年 7 月 24 日

21219058

※お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい。

リース会社 (右下黄主欄記載の会社となります)
保証会社 トヨタファイナンス株式会社
住所 名古屋市西区牛島町6番1号

お申込者

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の内容を承諾した上で、内容を確認・了承します。また私は連帯保証お申込者から契約条項所定の情報を提供しました。

フリガナ トイダ ユウスケ

お名前: 戸井田 祐輔 (1)男性 (2)女性 (3)法人

生年月日・設立: ㊀平成 57 年 9 月 13 日 (年令 37 才) (業歴 年)

ご住所: [redacted]

おつとめ先 名称: 兵庫県議会

おつとめ先 所在地: 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話: 078-341-7711 (内線)

従業員数: 1:50名未満 2:50~100名未満 3:100~300名未満 4:300~1000名未満 5:1000名以上 8:上場

年収(税込) ※年金含む: [redacted] 万円

主な生計維持者か: [redacted]

職業: ①自営業 2.会社役員 3.会社員 4.公務員 6.専業主婦 7.学生 8.パートアルバイト 9.年金が主な収入の方 A.その他(派遣・嘱託) B.左記以外のお勤めでない方

勤務先: 部署 / 電話

資本金: 1.1000万円未満 2.1000万~3000万未満 3.3000万~1億未満 4.1億~3億未満 5.3億以上 8.上場 百万円

保有合資: 有 / 無

お支払予定口座

金融機関: ゆうちょ銀行

口座名義人: トイダ ユウスケ 戸井田 祐輔

お申込者と同一にして下さい。

金融機関の内容は⑦金融機関用の記入欄にご記入下さい

連帯保証お申込者A

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の内容を承諾した上で、内容を確認・了承します。また私はお申込者から契約条項所定の情報を受領しました。

お名前: 1.男性 2.女性 昭 平 年 月 日( )才

ご住所: 〒 自宅・呼出( )(様方)・無 固定電話 携帯電話

住居: 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.公営公団 6.賃貸マンション 7.アパート 8.寮 9.その他( ) 住宅ローン等 1.有 2.無 居住年数 1.1年未満 2.1年~3年未満 3.3年~5年未満 4.5年~10年未満 5.10年以上 配偶者 1.有 2.無 生計が同じ人数 人 内子供 人

おつとめ先 名称:

申込者とのご関係: 1.親子 2.兄弟 3.親戚 4.夫婦 5.上役 6.同僚 7.友人 8.代表者 9.その他( )

所在地: 〒

電話: (内線)

業務内容 / 所属部課 / 勤続年数 1.1年未満 2.1年~3年未満 3.3年~5年未満 4.5年~10年未満 5.10年以上 / 役職

職業: 1.自営業 2.会社役員 3.会社員 4.公務員 6.専業主婦 7.学生 8.パートアルバイト 9.年金が主な収入の方 A.その他(派遣・嘱託) B.左記以外のお勤めでない方

年収(税込) ※年金含む: 万円 主な生計維持者か: 1.はい 2.いいえ

連帯保証お申込者B

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の内容を承諾した上で、内容を確認・了承します。また私はお申込者から契約条項所定の情報を受領しました。

お名前: 1.男性 2.女性 昭 平 年 月 日( )才

ご住所: 〒 自宅・呼出( )(様方)・無 固定電話 携帯電話

住居: 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.公営公団 6.賃貸マンション 7.アパート 8.寮 9.その他( ) 住宅ローン等 1.有 2.無 居住年数 1.1年未満 2.1年~3年未満 3.3年~5年未満 4.5年~10年未満 5.10年以上 配偶者 1.有 2.無 生計が同じ人数 人 内子供 人

おつとめ先 名称:

申込者とのご関係: 1.親子 2.兄弟 3.親戚 4.夫婦 5.上役 6.同僚 7.友人 8.代表者 9.その他( )

所在地: 〒

電話: (内線)

業務内容 / 所属部課 / 勤続年数 1.1年未満 2.1年~3年未満 3.3年~5年未満 4.5年~10年未満 5.10年以上 / 役職

職業: 1.自営業 2.会社役員 3.会社員 4.公務員 6.専業主婦 7.学生 8.パートアルバイト 9.年金が主な収入の方 A.その他(派遣・嘱託) B.左記以外のお勤めでない方

年収(税込) ※年金含む: 万円 主な生計維持者か: 1.はい 2.いいえ

自動車の目録

お申込み: 新車 新規リース・再リース / U-Car 新規リース・再リース

登録番号: 陸運事務所名 姫路 / 分類番号 364 / かな す / 番号 24

車種名: C-HR

型式: 3YXH1-AHXNBG

グレード: S GR SPORT

車台番号: [redacted]

駆動: ・FWD ・4WD ・その他

燃料: ・ガソリン ・軽油 ・その他

初度登録年月: 令和2年

使用の本拠の位置: 兵庫県

原動機の型式: [redacted]

車両保険付保: 有・無

使用名義人=お申込者・その他( )

お取引: 下取車 有(車名 〈年式 年)) 無

主な使用目的: 1.通勤・通学 2.買物・レジャー 3.送迎 4.商用 5.その他( )

「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」(本書面裏面)について、必ず内容をよくお読みになった上で、お申込み下さい。

お申込 | 産業車両 | 新車 新規リース | 一体型保険 □新規 □車両入替

連帯保証契約は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者がご捺印されることにより成立します。

承認番号: 3540310003636113

共用整理番号(トヨタ整理番号):

注文No.: 0476199

販売店整理番号:

契約日: 令和 2 年 7 月 24 日

①リース料総額	2376000	円
②消費税・地方消費税額	237600	円
③リース支払総額 ①+②	2613600	円
④前払金等	0	円
⑤		円
⑥保証委託リース料 ③−④	2613600	円

非定型支払明細: (有) (非定型支払の明細を添付・割印して下さい。) (無)

リース期間: 自 令和 2 年 9 月 10 日 至 令和 5 年 9 月 9 日 36 カ月

基本額	3404001	円
逓減月額	52889	円

毎月の支払期日: (2日) (17日) 支払回数 35 回

支払期間: 自 令和 2 年 10 月 至 令和 5 年 8 月

支払方法: ①均等払 ②ボーナス併用払 ③その他

支払条件 定型支払明細 通常月 第1回目支払額 145200 円

第2回目以降支払額 72600 円×34回

ボーナス月 ボーナス支払開始年月 令和 年 月

支払月・支払額 月 円× 回

月 円× 回

支払方法: 預金口座振替

お客様へのお願い

・お申込みの際は「お申込の内容」をよく読んでから、十分ご納得の上、太枠内にお客様ご自身でご記入下さい。(複写式のため、ボールペンで強くご記入下さい。)
・お申込みを受けましても応じることができない場合もございますので、予めご了承下さい。
・連帯保証お申込者は、契約成立の際連帯保証人となる方に限ります。

お客様へ必ずお渡し下さい。

姫路市花田町一本松字深田90番地の1
トヨタカローラ姫路株式会社
販売店名・代表者名 代表取締役 瀧川祥也
店舗名 本店
販売店コード 35403
店舗コード 04
店舗TEL 079-253-2442

111310204

(2)お客様用の表面より続く

お 申 込 み の 内 容

第３条（各種サービス実施にかかる利用）
甲及び連帯保証お申込者は、乙及び丙が収集した属性情報及び契約・取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用することに同意します。
(1)乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶及び金融商品並びに乙の取扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。
(2)乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発及び営業活動のため。
(3)丙が、提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等による商品等のご案内、営業活動及び市場調査のため。
※なお、上記の丙の具体的な事業内容については、丙のホームページ等に記載し、お知らせしております。
丙　https://www.toyota-finance.co.jp/

第４条（個人信用情報機関への照会及び登録・利用）
(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力の調査のために、丙が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲及び連帯保証お申込者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用します。
(2) 甲及び連帯保証お申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、丙の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

登録情報	登録期間
(1)本契約に係る申込みをした事実	丙が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月間
(2)本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後５年以内
(3)債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後５年間

(3) 丙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

記

○（株）シー・アイ・シー（ＣＩＣ）
（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
TEL（フリーダイヤル）0120-810-414　ホームページ［https://www.cic.co.jp/］
※（株）シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。

(4) 丙が加盟する個人信用情報機関（（株）シー・アイ・シー）が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

記

○全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL03-3214-5020
ホームページ［http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/］
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧下さい。
○株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野２丁目10番14号 住友不動産上野ビル５号館
TEL（ナビダイヤル）0570-055-955
ホームページ［https://www.jicc.co.jp/］
※（株）日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。
(5) 丙が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量、価格、期間、極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、[illegible]滞等の支払状況となります。
(6) 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホームページで公表しております。

第５条（個人情報の[illegible]）
(1) 丙は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、丙と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」という）に、甲及び連帯保証お申込者の[illegible]情報を提供します。
①[提　供　先]トヨタ自動車株式会社　〒471-8571　愛知県豊田市トヨタ町１番地
[提供内容]属性情報、契約・取引情報
[目　　的]トヨタ自動車の事業において、トヨタ自動車が提供する製品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発及び営業活動。
②[提　供　先]乙
[提供内容]属性情報、契約・取引情報
[目　　的]乙の事業において、乙が提供する商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・ｅメールの送信等の方法によりご案内すること、自社商品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びに乙商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発、営業活動及びサービス提供活動
(2) 上記(1)①～②の提供先への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から５年間とします。
なお、上記①～②の提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。
(3) 本契約の有効期間中に第1項の提供・利用先が新たに追加された場合には、甲及び連帯保証お申込者に書面により通知し、同意を得るものとします。

第６条（個人情報の開示・訂正・削除）
(1) 甲及び連帯保証お申込者は、乙、丙及び第４条で記載する個人信用情報機関並びに第５条で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
乙及び丙に開示を求める場合には、第9条記載のお客様相談窓口に連絡して下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社のホームページでお知らせしております。
（URL）https://www.toyota-finance.co.jp/
2個人信用情報機関に開示を求める場合には、第４条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
3情報提供先に対して開示を求める場合には、第５条記載の各情報提供先に連絡して下さい。
(2) 前項の場合、甲及び連帯保証お申込者は、本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等所定の手続により行うとともに所定の手数料を負担するものとします。また、甲及び連帯保証お申込者が、丙が加盟する個人信用情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続により行うものとします。
(3) 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第７条（本同意条項に不同意の場合）
(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者が本契約の必要な記載事項（申込書に甲及び連帯保証お申込者が記載すべき事項）を記載できない場合及び本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第３条及び第５条に同意しないことを理由に丙が本契約をお断りすることはありません。
(2) 甲及び連帯保証お申込者が、第３条及び第５条に同意しない場合、丙は第３条及び第５条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第３条及び第５条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め了承します。

第８条（個人情報の提供・利用の中止の申出）
本同意条項第３条及び第５条による同意を得た範囲内で丙が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第３条に基づく乙及び丙での利用及び第５条に基づく丙から情報提供先への提供を中止する措置をとります。この場合、第３条及び第５条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め了承します。

第９条（個人情報に関するお問合せ先）
宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止及び個人情報の開示・訂正・削除についての請求、その他甲及び連帯保証お申込者の個人情報に関するお問合せ・ご意見は、下記の丙お客様相談窓口までお願いします。なお、丙では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。
［対応部署］お客様相談窓口
［住　所　等］〒451-6014　名古屋市西区牛島町６番１号 名古屋ルーセントタワー
TEL（名古屋）　052-239-2533
TEL（東　京）　03-5617-2533

第10条（本契約が不成立の場合）
本契約が不成立の場合は、第２条及び第４条第(2)項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条（同意条項の変更）
(1) 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。
(2) 本同意条項のうち、個人情報の収集・利用の目的、提供先の追加、及び提供先の利用目的について変更が生じた場合は、甲及び連帯保証お申込者に通知し、同意を得るものとします。
(3) 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ甲及び連帯保証お申込者に通知するものとします。

第12条（通知・受領事務の委託）
甲及び連帯保証お申込者は、本契約に基づく取引を円滑に進める目的のため、その限度で以下の事務手続において、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を含む情報を、乙丙間で相互に通知、受領及び交換することを、予め乙及び丙に対して委託するものとします。
1審査の諾否に関する事項（否決理由を除く）
2精算及び完済に関する事項
3住所及び自動車の使用の本拠の位置等の変更に関する事項
4自動車の所有名義及び所有権登録に関する事項
5その他本契約において必要となる事項

第13条（企業情報の利用）
甲及び連帯保証お申込者が法人又は団体の場合、甲及び連帯保証お申込者の企業情報は、丙と丙の提携するトヨタ販売店又はトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。

自動車リース契約書

借受人用

・この契約書に添付の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
・個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。
・4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。

令和2年 7月24日

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

[redacted]

[redacted]

戸井田 祐輔

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・名称・代表者)

姫路市花田町一本松字深田90番地の1
トヨタカローラ姫路株式会社
代表取締役 瀧川祥也

[redacted]

連帯保証人(住所・氏名・職業)

印

印

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

借受人 [redacted]

[redacted]

連帯保証人

連帯保証人

リース方式 メンテナンス

契約No. 0400021

(1) 自動車明細

車名	C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800cc FF CVT
(型式)	ZYX11-AHXNB(G)
登録番号	姫路 364 ま 24
車台番号	[redacted]
初度登録	令和2年 9月
塗色	ホワイトパールクリスタルシャイン (070)
使用の本拠地	借受人の住所に同じ
保管場所	同上

特別仕様・付属品

【メーカーオプション】
ホワイトパールクリスタルシャイン
スペアタイヤ
ブラインドスポットモニター&ハンドルミックビューモニター
【販売店装着オプション】
DA用TVコントロールキット
ボディーコート カートコスメ
ドライブレコーダーDR651+配線
ETCセットアップ
盗難防止機能付きナンバーフレームセット
三角表示板
GRフロアマット
サイドバイザーベーシック
レインクリアリングブルーミラー
ETC2.0ナビキット
TCナビキット

(2)リース期間 令和2年9月10日 ~ 令和5年9月9日 36ヶ月

リース料	毎月	66,000	円	(総額 2,376,000	円)
消費税 地方消費税(10%)	毎月	6,600	円	(総額 237,600	円)
(3)支払月額	毎月	72,600	円	(総額 2,613,600	円)

(5)前払金 充当方法 第 回 円 / 第 回~第 回 各 円 / 第 回~第 回 各 円

(6)保証金 円 年 月 日支払

(4)支払期日

第1回	令和2年10月17日	支払
第2回	令和2年10月17日	支払
第3回~第35回	1ヶ月毎 17日	支払
第36回	令和5年8月17日	支払

(7)支払方法 銀行振替

(銀行 支店) [redacted]

(8)リース料に含まれる項目 (○:含まれる ×:含まれない)

○	登録納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)
×	自動車取得税 税環境性能割	○	オイル交換
×	自動車重量税	○	バッテリー交換
○	自動車賠償責任保険	○	トヨタプロケア10
○	自動車税	○	タイヤ交換 4本
×	道路関連サービス		
○	任意保険		
×	車検(定期点検整備及び継続検査)		
○	法定定期点検整備	×	代車 車検× 事故× 法点× 一般×
○	一般修理		

3文字削除、6文字追加

(9)任意保険内容

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保険種類	ダイレクトの保険
フリート区分	ノンフリート
年齢条件	35才以上補償限定なし
割引割増	4%割増
対人	無制限
対物	無制限 自己負担額 0 万円
人身傷害	1名 5000 万円 1事故 百万円
車両 (自己負担額 万円)	1年目 360 万円 2年目 290 万円 / 3年目 235 万円 4年目 万円 / 5年目 万円 6年目 万円 / 7年目 万円 8年目 万円

(15)規定損害金 基本額 3,404,001 円 / 逓減月額 52,889 円

(10)引渡予定日 令和2年 9月 13日
引渡場所

(11)担当テクノショップ トヨタカローラ姫路株式会社 本店

(12)契約走行距離 1,000 km/月

(13)超過走行料 3 円/km

(14)残価の精算 しない (予定残価 円)

(16)特約事項

新車店頭納車
バッテリー交換1回

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で裏面記載の個人情報を使用することに同意します。
   a 裏記1に記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること
   b 自動車、保険、関連商品、その他乙において取扱う商品・サービスや、各種イベント・キャンペーンの開催について、印刷物の送付・電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること
   c 商品開発等あるいはお客様満足度向上策を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が承認記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、残クレの仏務の履行状況および乙が甲から入手した甲の財務情報を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が承認記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的：

4. 乙は個人情報の取扱いについて、ホームページで公表しています。
   URL http://www.t-lm.co.jp

【リース契約条項】

第1条（リース契約）

1. 乙（以下、乙という。）は、甲（以下、甲という。）の指定する自動車（以下、自動車という。）を売主（以下、売主という。）から買い受けて、甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。
2. 甲は、本契約締結後、乙から自動車の引渡しを受けるまでの間に、本契約を解除することができる。
3. 甲が前項の解除をしたときは、甲は乙に対し、乙が売主に支払った金額を賠償しなければならない。
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、誠実をもって

第2条（自動車の引渡）

1. 乙は、自動車を甲または甲が指定する者に引渡すものとする。
2. 甲は、契約締結後、自動車の引渡しを受けるまでの間に、自動車について生じた損害を乙に対して請求することができる。
3. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、自動車が滅失または損傷したときは、乙に対して直ちにその旨を通知しなければならない。
4. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、自動車を返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって自動車を使用しなければならない。

第3条（自動車の使用・保管）

1. 甲は、善良な管理者の注意をもって自動車を使用し、保管するものとする。
2. 甲は、乙の書面による承諾を得ることなく、自動車を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有権を明確にするための表示を求められたときは、これに応じなければならない。
4. 甲は、自動車の使用状況を乙が確認するために必要な場合、乙または乙の指定する者に対し、自動車の検査を許さなければならない。
5. 甲は、自動車の改造または部品の取付けをしようとするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければならない。

第4条（リース期間）

リース期間は、承認記載の期間とする。

第5条（リース料および支払方法等）

1. 甲は、乙に対し、承認記載のリース料を、承認記載の支払期日に、乙の指定する口座に振込んで支払うものとする。
2. 甲は、乙に対し、承認記載の支払期日までに、リース料を支払わなければならない。
3. 甲が、リース料の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。

第6条（前払金）

1. 甲は、乙に対し、承認記載のとおり前払金を現金または振込みにより支払うものとする。
2. 前項の前払金は、いかなる場合にも返還されないものとする。

第7条（保証金）

1. 甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、承認記載の保証金を現金または振込みにより乙に対して支払うものとする。
2. 乙は、保証金を本契約終了後、甲に対する一切の債務を控除した残額を甲に返還するものとする。
3. 乙は、保証金に利息を付さないものとする。

第8条（自動車の登録）

1. 甲は、乙が自動車の所有権を有することを確認するために必要な書類の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
2. 甲は、自動車について、住所変更、氏名変更、または自動車の保管場所の変更があったときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

第9条（禁止行為等）

1. 甲は、本契約に基づく乙に対する債務の履行を怠ったときは、乙の書面による承諾なしに、自動車を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
2. 甲は、自動車を、乙の書面による承諾なしに、第三者に使用させてはならない。
3. 甲は、自動車を乙の指定する場所においてのみ使用するものとし、乙の書面による承諾なしに、その場所を変更してはならない。
4. 甲は、自動車について、改造または部品の取付けをしようとするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければならない。
5. 乙が、必要があると認めて、自動車の検査をしようとするときは、甲はこれに協力しなければならない。

第10条（通知、報告事項）

1. 甲は、連帯保証人に変更があったときは、直ちにこれを乙に通知しなければならない。
2. 甲は、甲または連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
   a 破産手続開始の申立てがあったとき
   b 民事再生手続開始の申立てがあったとき
   c 会社更生手続開始の申立てがあったとき
   d 特別清算開始の申立てがあったとき
   e 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
   f 第20条第3号に掲げる事由のいずれかに該当したとき
3. 甲は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければならない。
   a 合併または会社分割により消滅するとき
   b 資本の減少、株式交換または株式移転をするとき
   c 解散の決議をしたとき
   d 営業の全部または重要な一部を譲渡するとき
   e 組織変更をするとき

第11条（保険契約の締結）

1. 甲は、乙が指定する保険会社との間で、自動車について、乙を被保険者とする保険契約を締結しなければならない。
2. 甲は、保険契約の締結にあたり、乙が指定する保険会社以外の保険会社との間で保険契約を締結しようとするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければならない。
3. 甲は、保険契約の内容について、乙が変更を求めたときは、これに応じなければならない。
4. 甲は、保険契約に関する書類を、乙が求めたときは、遅滞なく乙に提出しなければならない。
5. 甲は、保険契約の更新について、乙が指定する保険会社との間で更新契約を締結しなければならない。
6. 甲が、保険契約を締結しないときは、乙は甲に代わって保険契約を締結することができる。

第12条（自動車の車検）

第13条（メンテナンスサービス）

第14条（代車）

第15条（事故処理）

第16条（損害賠償）

第17条（自動車の滅失・毀損）

第18条（権利の移転等）

第19条（費用の変動および追加）

第20条（リース支払額前払い）

第21条（自動車の預かり）

第22条（約定による解除または解約）

第23条（自動車の返還時の処置）

第24条（契約走行距離等）

第25条（規定損害金等）

第26条（権利保全）

第27条（再リース）

第28条（遅延損害金）

第29条（連帯保証人）

第30条（特約事項）

第31条（特約事項）

第32条（誠実協議）

第33条（乙の通知あるいは意思表示）

第34条（公正証書）

第35条（成立委任）

第36条（トヨタファイナンス株式会社への販売提供）

自動車リース注文書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

商談No. 0400021

下記のとおり注文致します。

リース料	66,000 円
消費税	6,600 円
支払月間（台当たり）	72,600 円

＊消費税は税率10%にて計算しております。

リース期間	36 ヶ月 （期間 令和 2 年 9 月 ～ 5 年 9 月）

車両明細			
車名	C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800ｃｃ FF CVT		
型式	ZYX11-AHXNB(G)	台数	1 台
年式	令和２年式	塗色 ホワイトパールクリスタルシャイン	（ 070 ）

特別仕様・付属品	
【メーカーオプション】	盗難防止機能付きナンバーフレームセット
ホワイトパールクリスタルシャイン	三角表示板
スペアタイヤ	GRフロアマット
ブラインドスポットモニター＆パノラミックビューモニター	サイドバイザーベーシック
【販売店装着オプション】	レインクリアリングブルーミラー
DA用TVコントロールキット	ETC2．0ナビキット
ボディーコート ガードコスメ	TCナビキット
ドライブレコーダーDR651＋配線	
ETCセットアップ	

支払期日		
第１回	令和 2年10月17日支払	
第２回	令和 2年11月17日支払	
第３回 ～第３５回	毎月 17日支払	
第３６回	令和 5年 8月17日支払	

支払い方法	
1.銀行振替 2.約束手形 3.銀行振込 4.（ ）	
銀行	銀行 支店

リース料に含まれる項目			
○	納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)
×	自動車税環境性能割	○	オイル交換
×	自動車重量税	○	バッテリー交換
○	自動車賠償責任保険	○	トヨタ プロケア10
○	自動車税	○	タイヤ交換 4 本まで
×	JAF会費		
○	任意保険		
×	継続車検整備	×	代車の提供(車検時)
○	法定定期点検整備		
○	一般修理		

任意保険内容			
損保指定	1.有 2.無	損保会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
代理店指定	1.有 2.無	代理店名	トヨタカローラ姫路(株)
保険種別	９７・クルマの保険	フリート区分	ノンフリート
年齢制限	35才以上補償、限定なし	割増引率	6等級S
対人	無制限	車両	1年目 360万円
対物	無制限	免責	2年目 290万円
人身傷害	5000万円	（0-10万円）	3年目 235万円
搭乗者	—		

※この注文書の他に別途契約書を作成します。

注文主	
コード	
住所	[redacted]
TEL：	[redacted]
名称	戸井田浩輔
担当	業種

請求先	
コード	
住所	
TEL：	
名称	
方法	1．毎月 2．一括 3．（ ）

使用先	
コード	
住所	
TEL：	
名称	

登録名義人	
住所	
名称	

保証人	
住所	
名称	

引渡予定日	令和２年 月吉日
引渡場所	トヨタカローラ姫路㈱本店
担当サービス工場	トヨタカローラ姫路㈱本店
契約走行距離	1,000 km/月
超過走行料	3 円/km
残価の精算	1.する(予定残価 円) (2.しない)

【備 考】

新車店頭納車
バッテリー交換１回



お客さま控

000 AAA 020 994

603 ⊗ J152 02 1 — A1

証券番号 021 [redacted]　明細番号 098　印刷連番 F46 [redacted]

お客さま控 1/2

自動車保険申込書　（兼契約明細書）

始期日　令和　2年　9月12日

作成日：令和　2年　9月12日　17時34分

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宛

申込人（保険契約者）

住所　〒671-0253
兵庫県　姫路市　花田町　一本松　９０－１

氏名（カナ）　トヨタカローラヒメジ　カブシキガイシャ　ダイヒヨウトリシマリヤ　ク　タキカワ　ヨシナリ
トヨタカローラ姫路　株式会社
代表取締役　瀧川　祥也　様

個人・法人区分 法人
電話番号　079-253-2141
携帯電話番号等
生年月日　年　月　日（　才）

親族連絡先 T91 登録・変更　前契約のとおり 2　前契約情報削除 3

記載内容を確認し、Step1～Step5のご確認欄にチェックのうえ、2枚目（または右下）の申込人（保険契約者）　押印欄ご押印してください。

ご注意

※印の項目は、ご契約に際して当社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。★印の項目は大切な項目です。訂正時には、申込人（保険契約者）の訂正署名（または訂正印）をお願いします。印字内容に修正・追記をされた場合、◆ご確認欄は変更後の内容でご確認ください。この保険では、ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）があり、「重要事項のご説明」に記載しています。本書面の内容は当社が把握した情報に基づいて作成しています。お客さまのご意向に沿っているか、Ｓｔｅｐ欄等をご確認ください。

★保険期間　令和　2年　9月12日午後　6時から令和　5年　9月12日午後　4時まで　3年間

継続手続特約 ○

Step1　記名被保険者の住所・氏名等は以下の内容でよろしいですか？
◇記名被保険者の運転免許証の色が正しいかご確認ください。

◆ご確認欄　レ はい　□ いいえ

記名被保険者

※住所 [redacted]

※氏名（カナ）　ﾄｲﾀﾞ　ﾕｳｽｹ
戸井田　祐輔

※個人・法人区分 個人　※運転免許証の色 [redacted]　免許証の有効期限 R 6年 10月

※<ワンサポ項目>始期日の前日から過去3年間の内容　契約 無　事故　契約回数　免許証番号

※生年 S57年 9月 13日（ 37才）

ご契約のお車を使用する方の人数　人　所有する自動車の台数　台

最も若い運転者　記名被保険者と 1：同じ 2：異なる → 生年　年　月　日（　才）
「最も若い運転者」とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族およびこれらの方が営む事業に従事中の従業員で最も若い方をいいます。

当初のご意向

ご契約にあたり、当社が把握（一部指定を含む場合があります）しました運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまのご意向は右記のとおりです。ご契約内容は本申込書のＳｔｅｐ４でご確認ください。

▲運転者限定　：限定なし
▲運転者年令条件：３５才以上補償

Step2　ご契約のお車の情報等は、以下の内容でよろしいですか？
◇ご契約のお車の使用目的が正しいかご確認ください。

◆ご確認欄　レ はい　□ いいえ

ご契約のお車

※車名　Ｃ－ＨＲ
※型式　ZYX11　仕様　S GR SPORT
※登録番号　姫路　364　ま　0024
※車台番号 [redacted]
※用途車種　自家用普通乗用車　（11）
※車両所有者　所有権留保の場合は買主　1年以下の賃借契約の場合は借主　申込人（保険契約者）と同じ
※使用目的　業務使用

※車両登録地・保管場所
事業専用車　非該当
所有権留保　（ ○ ）
リース

※初度登録　R 2年 9月　車検満了日　令和 5年 9月 9日
※改造車・型式不明車等　（　）
構内専用車　（　）
公有　（　）
※レンタカー　（　）
※教習車　（　）
準公有　（　）

料率クラス　車両　対人・自損　対物　傷害
（前契約）　（ 6）（ 7）（ 7）（ 7）
（　）（　）（　）（　）

付属機械装置　保険金額　名称

装備・装置等
※衝突被害軽減ブレーキ（ 有 ）※福祉車両（　）
※先進環境対策車区分　（ハイブリッド車 ）

Step3　割引・割増、前契約の情報等は以下の内容でよろしいですか？他の保険契約、過去の事故歴もあわせてご確認ください。
◇「重要事項のご説明」に記載の保険料の割引等が正しく適用されているかご確認ください。

◆ご確認欄　レ はい　□ いいえ

※割引・割増など
6等級Ｓ　事故有係数適用期間　0年
（　4%割増）
総付保台数：ノンフリート

その他　ゴールド免許割引　ASV割引　新車割引　先進環境対策車割引

名称	コード	内容

前契約

※ 前契約なし　中断証明書適用なし　セカンドカー割引対象外

※他の保険契約
このご契約以外に、ご契約のお車が同一で保険期間が重複する他の自動車保険または自動車共済がありますか？　（　）　会社名

※過去1年間に保険会社から普通保険約款・特約により解除されたことがありますか？（　）

添付書類：車検証等（署名等ありの時のみ）

継続手続特約セットなし　販売企画：０２

受付区分	純新規	引受承認番号	自己契約	特定契約	分担%前年どおり	分担パターン Y01	扱替先 075	特記事項 467
部店	課支社 DCG60 神戸自営　営業一課		サブコード名称 178	ホンテン	代理店サブコード 065 04	記事 T46	063 3	NL1企業コード
代理店・扱者／仲立人	AXP6 トヨタカローラ姫路		フリーコード名称 067 [redacted]		代理店フリーコード 066 204002	送状課支社	請分コード 073	協業法人格コード
								NL1支社支部コード1
								NL1支社支部コード2

このたびは当社にご用命を賜り、まことにありがとうございました。
本控はご契約内容の確認にご利用いただき、保険証券等をお届けするまでの間、大切に保管してください。

スリップ区分 Y03 1（送る）、（なし）

担当者印

お客さま控

(登録番号) 姫路 364 ま 0024

証券番号	[redacted]	明細番号		印刷通番	[redacted]

お客さま控 2/2

Step4

補償内容・保険料のお払込方法等は、以下の内容でよろしいですか？
※当社で承諾したお客さまの契約、ご更新、ご更改のご案内です。（車両保険に特約等の補償内容がご意向に沿っているか、ご確認ください。）特に重要な事項である補償をセットした場合の一覧をご確認ください。地震・噴火・津波による損害のお車の損害は車両保険では補償されません。これらの損害に対して充分の補償をお支払いする補償内容をご確認ください。
※内容が異なる場合は、ご契約できませんのでご注意ください。

◆ご確認欄 レ はい ☐ いいえ

			ご契約内容 D	
保険種類			タフ・クルマの保険（個人総合）	
★運転者限定 運転者年令条件			限定なし ３５才以上補償	
使用目的			業務使用	
★相手への賠償	対人賠償	（1名につき）	○ 無制限	
	対物賠償/免責金額	（1事故につき）	○ 無制限 ／免責なし	
	特約		対歩行者等傷害／対人臨時費用 対物超過修理費用	
★おケガの補償	人身傷害	補償範囲（1名につき）	○ 自動車事故特約 ５０００万円 （無保険車傷害 ２億円）	
	特約		傷害一時金倍額払	
★お車の補償	車両保険	ご契約タイプ	一般補償	
		保険金額	○ 地震・噴火・津波補償なし ３６０万円	
		免責金額	事故１回目 免責なし ２回目以降 １０万円	
	特約		新車保険金額 ３６０万円 全損時諸費用	
★特約・サービス	ロードサービス費用		○補償あり／レンタカー型	
	ﾛｰﾄﾞｱｼｽﾀﾝｽｻｰﾋﾞｽ		○ご利用いただけます	
★その他の補償・特約（セットされる補償・特約名称を表示します）			長期車両保険金額 ２年 ２９０万円 ３年 ２３５万円 被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額１０００円 車両無過失事故 弁護士費用ー自動車事故型	
★その他特約 上記に記載の補償・特約以外にセットされる特約は右記のとおりです。				
合計保険料			長期一括払 ４００，６２０円	

右記の特約をセットする場合、補償内容が同様のご契約が他にあると補償が重複することがあります。

自動車事故特約 傷害一時金 弁護士費用ー自動車事故型

補償重複結果

運転者限定：限定なし／本人限定／本人・配偶者限定、運転者年令条件：年令を問わず補償／２１才以上補償／２６才以上補償／３５才以上補償、から選択可能です。
ワンサポ項目へは当社指定のカーシェアリング等の利用実績を含みます。

Step5

申込人欄、保険期間欄およびStep1～4の内容がすべてご意向に沿っていることを再度ご確認いただくとともに、「重要事項のご説明」（クーリングオフに関する説明を含む）をご確認いただきましたか？

◆ご確認欄 レ はい ☐ いいえ

申込日 令和 2年 9月12日 機械印字 訂正・変更 (有)

★申込人（保険契約者）押印欄

申込人（保険契約者）は、「重要事項のご説明」（クーリングオフに関する説明を含む）を受け取り、意向に沿った内容であることを確認するとともに、個人情報の取扱い、親族運絡先制度および「専用端末の貸与およびサービス利用規約」（該当契約の場合）に同意のうえ、保険種類欄記載の普通保険約款・特約が適用される保険契約を申し込みます。
申込日をご確認のうえ、押印してください。

この書類は控えですので、署名（または記名・押印）は不要です。

証券・約款交付要否確認欄

保険証券等やご契約のしおり（普通保険約款・特約）は、Webでの閲覧（eco保険証券・Web約款）または書面より選択可能です。次の3パターンからご選択ください。15

パターン	保険証券等	約款
③	Webで閲覧（eco保険証券）	Webで閲覧（Web約款）
①	書面の保険証券等	Webで閲覧（Web約款）
②	書面の保険証券等	書面の約款

募集人ＩＤ T78	1 0 0 5 0 1 6 8 2 9	電話募集	手続日時 年 月 日 時 分頃	代理人手続時代理権確認	代理人と本人の続柄	代理権委任確認日
募集人名	[redacted]		電話番号			令和 年 月 日
			お客さま氏名			

自動車リース契約書

借受人用

約　款

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
   a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
   b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
   c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上施策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

   提供先およびその利用目的：

	提供先	利用目的
1	トヨタ自動車株式会社	甲は、商品・サービス等に関するご案内あるいは本契約の内容のメンテナンス等に関する情報提供についてトヨタ自動車株式会社が運営するリース車およびメンテナンスを通じて情報提供を行うこと
2	トヨタ自動車株式会社および全国トヨタ自動車株式会社で組織販売等のある者	甲に一同様の金融・開発等あるいはお客様満足度向上施策の検討の参考にする目的で、自動車をリースしたお知らせあるいは乙のお客様対応などについてアンケートを実施すること
3	トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社で組織販売等のある者	リース契約締結の前提化等、お客様にトヨタ自動車株式会社とトヨタ[illegible]なくなるための代入先業務およびアフターメンテナンスおよびアフターサービス等に関する情報提供を行う者
4	乙が加入保険代理店等委託を受けている損害保険会社	甲に対しての一保険商品の募集および乙に関すること
5	トヨタケータイサービス株式会社	身体障害および学習障害の特定のため
6	[illegible]	トヨタ自動車株式会社	(フランチャイジーとして、リース車両を[illegible]ような業務の事情に応じた各種なフランチャイズ業務を展開すること
7	トヨタ関係会社[illegible]	自動車の点検・車検、各種保険のご案内、関連後の案内・対応
8	[illegible]	電話番号の照会・通話[illegible]
9	[illegible]	トヨタ自動車株式会社および[illegible]	甲に、自動車等[illegible]ること甲が、サービス入庫する際、乙[illegible]甲に、電話・郵便等[illegible]ること

4. 乙は個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
   URL http://www.c-himeji.jp

【リース契約条項】

第１条（リース契約）
貸渡人（以下、乙という）は表記(1)記載の自動車（以下、自動車という）を借受人（以下、甲という）にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。
3. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします。
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。

第２条（自動車の引渡）
乙は、自らまたは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、装備・外観その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ自動車の引渡を受けるものとします。
3. 天変地異等、乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、乙は責を負わないものとします。
4. 甲が正当な理由なく自動車の引渡を受けることを拒みまたは甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことが出来ない場合は、乙は、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとし、この場合、第22条第２項または第３項を準用します。

第３条（自動車の使用・保管）
甲は、善良な管理者の注意をもって、表記(1)記載の場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。
2. 甲は、乙または乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立入りまたは説明、資料の提供等の申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
4. 甲は、自動車について、第13条により乙が整備を実施する場合を除き、自らの責任と負担において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備のほか、自動車製造会社の定める取扱説明書およびメンテナンスノートの指示に基づき点検整備を行うものとし、自動車の価値を著しく減耗させないよう留意するものとします。
5. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。

第４条（リース期間）
リース期間は表記(2)記載の期間とします。

第５条（リース料および支払方法等）
自動車のリース料およびこのリース料に対する消費税・地方消費税（以下、リース支払額という）は表記(3)記載のとおりとします。
2. 甲は乙に対し表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に、表記(7)の方法で支払うものとします。
3. 甲がリース期間中において自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間があるとき、または第13条のメンテナンス、第14条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更・減免・返還・猶予等を乙に一切請求しないものとします。

第６条（前払金）
甲は乙に対し表記(5)記載のとおり前払金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 前項の前払金は無利息とし、表記(5)に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第７条（保証金）
甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとします。
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後、利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第８条（自動車の登録）
甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議ないものとします。
2. 乙において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲は予め承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証に記載事項の変更手続を行なうことを予め承諾します。また、これらの手続に関連して甲にて対応が必要な事項がある場合には、これに協力するものとします。

第９条（禁止行為等）
甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して有する債権とを相殺出来ないものとします。
2. 甲は、自動車を第三者に譲渡する、転貸する、または担保に差入れる等、乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
3. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出してはならないものとします。
4. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
   1 自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の原状を変更すること
   2 自動車検査証の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。
5. 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または貼付した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。

第10条（通知、報告事項）
甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければなりません。
1 甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他経営に重要な変更をしたとき
2 第20条２号の事由が生じたとき
3 甲または連帯保証人について、第20条３号に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき
4 自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき
2. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。

第11条（保険契約の締結）
乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写を甲に交付します　ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合には乙の承諾を得るものとします　この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は乙の求めがあった場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします。
3. 第１項および第２項の保険契約により補填されない損害については、すべて甲が負担するものとします。
4. 第１項および第２項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、甲が負うものとします
5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に引渡すものとします。
6. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第12条（自動車の瑕疵）
自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責を負わないものとします。
2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします。

第13条（メンテナンスサービス）
甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の指定トヨタテクノショップで表記8記載のメンテナンスサービスを受けるものとします　また、車検（定期点検整備および継続検査）および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合には、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備も併せて受けるものとします。
2. 甲は表記8以外の整備・修理を受ける場合でも、表記(11)記載の指定トヨタテクノショップで整備・修理を受けるものとします。
3. 次の場合の修理費等はリース料に含まれず、別途甲が負担するものとします。
   1 表記8において記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用。
   2 甲が第３条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失に起因する自動車の修理に要する費用（甲に過失のない自動車事故に起因する自動車の修理に要する費用もここに含まれるものとします）。
   3 第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用（保険免責、保険対象外および保険超過費用）。
   4 甲が乙の承諾なしに全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
   5 車両本体以外の架装品（パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン等）の修理等の費用。
   6 天変地異、盗難、悪戯等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用
   7 経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。
   8 自動車の品質・機能に影響がない現象の修理に要する費用。
4. 甲が表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるとき、または第14条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
5. 第20条第１項各号の事由が生じたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があっても乙は整備・修理および代車提供を拒むことができるものとします。
6. 甲は、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が車検（定期点検整備および継続検査）等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するために、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。また、インターネット照会の結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署または押印するものとします。
7. 放置違反金の滞納等に起因して車検（定期点検整備および継続検査）が遅延または不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担するものとします。
8. 放置違反金の滞納等に起因して車検（定期点検整備および継続検査）が遅延または不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けていても、当初の予定通りに返還するものとします。

第14条（代車）
乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有事業者（以下、レンタカー所有事業者）が定める貸渡約款に従うものとします。但し、乙の責に帰さない事由によって、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とします。
2. 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同等の取扱をするものとします。
3. 甲が第1項に従い提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害を及ぼしたときは、甲は乙およびレンタカー所有事業者に対し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任と負担において解決するものとします。
4. 甲は、代車借受中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。レッカー所有事業者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。
5. 甲は、代車が警察より移動された場合には、レンタカー所有事業者が自らの判断により、代車を警察から引取る場合があることを異議なく承諾するものとします。
6 甲が代車借受中に違法駐車をしたことにより、レンタカー所有事業者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付し、または通知書の引取に要した費用その他の損害等を負担した場合には、甲はレンタカー所有事業者に対して放置違反金相当額およびレンタカー所有事業者が負担した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとします。

第15条（事故処理）
甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われるよう乙に協力するものとします。
①法令および保険約款に定められた処置をとること
②事故に関して不利益な協定をしないこと
③証拠の保全をすること
2. 甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申立てないものとします。

第16条（損害賠償）
次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引当てに賠償するものと、し、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにそれと賠償額および問題解決に要した費用（弁護士費用を含む）を乙に支払うものとします。
①甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害（盗難にあった自動車により引起こされた事故による人的または物的損害を含む）が発生した場合
②甲が本契約に違反したことにより、乙に損害（乙が第三者から損害賠償の請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む）が発生した場合

第17条（自動車の滅失・毀損）
第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天災、地異その他甲、乙いずれの責にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとします。
2. 甲は詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとします。
3. 甲は、第11条第5項により、乙が自動車の滅失・毀損に関し保険金を受取った場合、期限の到否にかかわらず、乙の受取金額を限度として甲の乙に対するどの債務に充当しても異議ないものとします。
4. 前項の場合において、乙が受領した保険金額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとします。

第18条（権利の移転等）
乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ます。
2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾します。

第19条（費用の変動および追加）
甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその増減を精算するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとします。
①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合
②法令により費用等が生じた場合
2. 甲は、甲の申し出による自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとします。
3. 甲および乙は、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとします。

第20条（リース支払額前払い）
下記に掲げる事由の一つが生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。
①甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき
②自動車について著しい破損・滅失・天変地異等の不可抗力によるものを含む）、盗難、紛失、被差押等の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
③甲について下記に掲げる事由の一つが生じたとき。
イ．手形・小切手（乙以外の第三者に対して振出したものを含む）を不渡りにしたとき。
ロ．支払停止・公租公課の滞納または仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。
ハ．特別清算・破産・民事再生・会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理（任意整理）に入ったとき。
ニ．監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。
ホ．事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。
ヘ．解散の決議をしたとき。
ト．後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。
チ．死亡したとき。
リ．経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
④連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき。
⑤甲が本契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
⑥甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。

第21条（自動車の預かり）
甲に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3号の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

第22条（約定による解除または解約）
乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとします。
2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。
3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解約されたときは、甲は乙に対し、第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一括して支払うものとします。

第23条（自動車の返還時の処置）
リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたときは、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けた自動車を自由に処分できるものとします。
2 甲は自動車を乗り条件で乙に返還したときも、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回復しない場合には、乙は行知された物件を含めて自動車を引取ることができるものとします。この場合、甲は、乙がこれに要した費用一切（第5条による自動車の評価に含まれるものとします。）を、甲は、その物件の引取に関する一切の請求は一切しないものとします。
3 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自己の自動車を引揚げることができるものとします。
4. 甲は、下記に掲げる費用がかかるときは、これを乙に支払うものとします。
①自動車の返還が遅延したときは、契約終了の翌日から自動車返還日までの間の第2条所定のリース支払額に対する遅延損害金として計算した返還遅延日数分の金額
②返還された自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用
5 乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定または乙その他公正な方法によって評価するものとし、査定等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとします。
6 表記(14)において残価の存在をすることの記載がある場合は、乙は返還を受けた自動車について商品化処分を行い、予定残存価との差額を精算するものとします。
7 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者である場合は、甲は乙双方が第2条のリース期間満了前に、甲が乙に対し、新たにリース期間、リース料その他の条件を定めて自動車のリースを申込み、乙がこれを承諾した場合を除き、甲は乙に対し、自動車運送事業に定める事業計画の変更等の必要な手続きを行うものとします。

第24条（契約走行距離等）
甲・乙双方は第2条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に算定されたものであることを確認します。
2 自動車が返還されたとき、甲が乙に対して、契約走行距離に係るリース期間月数を乗じた数値を超えた場合には、甲は表記(13)記載の超過走行料を自動車返還時に乙に支払うものとします。

第25条（規定損害金等）
本契約が解約されたとき、甲は第15条に規定する[illegible]までに[illegible]に支払日が到来し[illegible]乙に支払わなければ[illegible]ばならない金員[illegible]
2. 規定損害金のうち[illegible]
①本契約等[illegible]
3. 前項の経過月数は[illegible]の期間の月数とし、解約[illegible]が解約されたときは[illegible]

第26条（権利保全）
乙が本契約によって[illegible]、甲は乙に対し[illegible]前の申立てを受けたときには、甲は、乙から[illegible]

第27条（再リース）
甲は、リース期間満了[illegible]、乙に対し[illegible]の申込をした場合には、甲・乙協議のうえ自動車について[illegible]契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとします。

第28条（遅延損害金）
甲が本契約に[illegible]定期日に支払[illegible]、支払[illegible]、乙に対し[illegible]を支払うものとします。

第29条（連帯保証人）
連帯保証人は本契約[illegible]、甲と乙に対する[illegible]、甲と共に連帯して[illegible]負担する[illegible]
2. 連帯保証人は、乙が甲の[illegible]、甲に対する[illegible]を求めることができるものとします。
3. 連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人に対して債務を免除した場合にも、債務全額の支払を請求されても異議ないものとします。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の[illegible]、もしくは担保を変更、解除しても免責されないものとします。
5. 連帯保証人が本契約による[illegible]、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の[illegible]、代位権を行使出来ないものとします。

第30条（確約事項）
甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人、これらの役員および従業員（以下、これらを「甲ら」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他、暴力、暴力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、反社会的勢力という。）ではないこと、反社会的勢力に属さないことを確約します。
2. 甲および連帯保証人は、乙に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
④その他前各号に準ずる行為

第31条（特約事項）
表記16記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

第32条（訴訟管轄）
甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・支店または営業所とすること、また、本契約に関する訴訟については乙の本店所在地管轄の裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第33条（乙の通知あるいは意思表示）
乙が第22条の解除または解約の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約書記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に発信したときは、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第34条（公正証書）
甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに強制執行を受けても異議はない旨の認諾条項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とします。

第35条（取立委任）
甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社（以下、「丙」という。）またはその他の第三者に取立委任することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 甲および連帯保証人は、取立委任の事実に関する通知が、乙に代わって丙またはその他の第三者から甲に対して行われることにあらかじめ同意します。

第36条（トヨタファイナンス株式会社への譲渡担保）
甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権を丙に譲渡担保に供することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 甲および連帯保証人は、譲渡担保の事実に関する通知が、乙に代わって丙から甲に対して行われることにあらかじめ同意します。

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

※確認いただき、□に✓をお願いします。

☑1. 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）及び保証人（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約致します。

① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団準構成員
④ 暴力団関係企業
⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
⑥ その他前各号に準ずるもの

☑2. 私及び保証人は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と云う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約致します。

① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

☑3. 私及び保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約致します。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

☑4. 私及び保証人は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴社によって催告無しで貴社との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴社に損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約致します。

2020年 6月 30日

住 所 [redacted]

氏 名（自署） 戸井田 祐輔 [redacted]

【車輌名義人との関係：本人・配偶者・子・その他（　　）】

（注）ご記入いただきました個人情報につきましては、トヨタカローラ姫路以外で利用することはございません。

当社使用欄

店長確認印	受付者
	[redacted]

区分及びお客様コード 3

（お客様控）

領収書等添付様式【共通】

（令和3年4月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費

案分率

共通案分率	(50%) 25%

それ以外の案分

案分の説明

電気代
11,400円 ×50%
＝5,700円

5,700円を充当

2021/4/6

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　51011

戸井田 祐輔　　様

振替金額　¥　12,100 －

上記金額を令和　3 年　4 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人　理事長　柳谷　義則

ご請求内訳

◆電気代　(R　3 年　3 月度分)
電気使用料金　11,400 円
使用量　380 kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　3 年　－ 月度分)
水道使用料金　0 円
使用量　0 ㎥

[redacted]

合 計　12,100 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　河本　康孝

500

D 3- 4-20　管理費

(対象外経費)

2021/4/6

水光費・会費　口座振替のお知らせ

コード　02011

戸井田　祐輔　　様

振替金額　¥　30,234 －

上記金額を令和　3 年　4 月　19 日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 [redacted]
大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代　(R　3 年　3 月度分)
電気使用料金　－ 円
使用量　－ kwh
看板・電灯料金　－ 円

◆水道代　(R　3 年　－　月度分)
水道使用料金　－ 円
使用量　－ m³

[redacted]

合 計　30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル　管理組合法人
理事長　河本　康孝

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和3年4月分）
（会派名 自民党 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

産経新聞代
4,037円

4,037円を充当

2021年04月分

神戸新聞

領収証

ID(22890)
No. 1- 103-0447-001

本町６８
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,037
合計 ※は軽減税率対象品目		¥4,037

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

4/23 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和 3年 4月分）
（会派名 自民党 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

神戸新聞代
4,400円

4,400円を充当

2021年04月分

神戸新聞

領収証

ID(15034)
No. 1- 103-0447-000
本町大手前ビル１階

戸井田事務所 様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売
〒670-0925
姫路市亀井町１１１
TEL: 079-223-8513
FAX: 079-288-3314

領 神戸新聞 収

4/23 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目	案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
10			共通案分率 50% / 25% それ以外の案分 95% 案分の説明 「政務活動以外の部分が全体の5%を占めるため」 ホームページ 55,000円×95% ＝52,250円 52,250円を充当

領収書

戸井田事務所　御中

金額

¥ 55,000−

但　戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2021年4月25日

lnk
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

[redacted]

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2021年4月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	¥55,000

作業内容	金 額	備 考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分

合計	50,000
消費税(10%)	5,000
税込み請求金額	55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。


兵庫県議会議員
といだ
戸井田ゆうすけ
TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE
県政にチャレンジ!
現在(いま)と未来の架け橋
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路!豊かな兵庫!」を作ります。
フロフィール
私の政策
FACEBOOK
問い合わせ
戸井田ゆうすけ
このページに「いいね!」
戸井田ゆうすけ
22時間前
3度目の緊急事態宣言が出されました。
事業者の方に向けた対応が掲載されておりますので、
ご参考にして下さい。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/#zigyousya0424
令中
WEB.PREF HYOGO LG.JP
兵庫県 緊急時用トップページ
○酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食...
いいね!
コメント
シェア
戸井田ゆうすけ
今日は、#さいとう元彦 氏と共に姫路市議会を挨拶回りさせて頂いた後、姫路青年会議所に所属する若手経済人との意見交換会を開催させて頂きました。
#兵庫県知事選
戸井田祐輔(といだ・ゆうすけ)
誕生日
血液型 A型
「略歴」
昭和57年姫路市にて生まれる
父は、元参議院議員 戸井田一郎
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 東京ビジュアルアーツ 卒業
関西大学 中退
「略歴」
「自己紹介」
趣味
尊敬する人物
好きな言葉

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます.

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します.

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます.

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します



ホームページ制作業務委託契約書

戸井田事務所（以下「甲」という。）とInk（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第１条　目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第２条　仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第３条　見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第４条　業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記１により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。

ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第５条　制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第６条　制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後７日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第７条　更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第８条　制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第９条　制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第 10 条　通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 11 条　知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 12 条　申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第 13 条　責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条　禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条　期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条　条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条　機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条　準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 19 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 20 条　協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 [redacted]
井田 祐輔

乙 東京都文京区目白台 2-10-9-102
[redacted] 代表 岩崎友宏 [redacted]

ホームページ制作料金表

Ink

ホームページ制作 基本料金

サイト企画・設計・構成（ディレクション費）	制作費合計の30%	コンテンツの企画提案、画面設計・構成（ワイヤーフレーム）の考案・作成を行います。 制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。
進行管理費	制作費合計の15%	スケジュール管理、メール・電話でのやり取り、お打ち合わせ、確認、公開作業などにかかる人件費です。 訪問のお打ち合わせをご希望の場合、2回までこの中で対応可能です。制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。

デザイン

（作業内容に応じて価格は変動いたします）

トップページデザイン	￥50,000～	ホームページのベースとなるデザインです。 ボリュームに応じて料金は変動いたします。 基本的に1案作成。複数案ご希望の場合はご相談ください。
下層ページデザインひな形	1P￥30,000～	トップページと下層ページでデザイン・レイアウトが異なる場合。
下層ページデザイン	1P￥20,000～	使用写真10枚程度まで、文章量A4用紙1枚程度の作業量を基本とします。 使用写真数が多い場合、デザインにこだわりたい場合は都度お見積もりとなります。

コーディング

（作業内容に応じて価格は変動いたします）

トップページコーディング	￥30,000～	デザイン画をHTML+CSSでコーディングし、ホームページとして閲覧できる形に構築します。 動的なコンテンツを作成する場合は都度お見積もりとなります。
下層ページひな形コーディング	1P￥20,000～	下層ページの共通部分（ヘッダー・サイドバー・フッターなど）を含めたコーディングです。
下層ページコーディング	1P￥10,000～	雛型を元に、コンテンツ部分をコーディングします。

オプション

スマートフォンサイト制作	都度お見積もり	内容やページ数によって大幅に変わりますので、まずはご相談ください。
ブログデザインカスタマイズ	￥100,000～	アメブロなどのブログをオリジナルデザインで作成いたします。 ヘッダー画像、ナビゲーションのみなど、部分的なデザイン変更も承ります。(その場合、提示料金よりお安くなります)
ロゴ作成	都度お見積もり	詳しくはお問い合わせください。
原稿作成代行	1P￥10,000～	内容によって大幅に変わります。
地図作成	￥5,000～	内容によって大幅に変わります。
写真加工・合成	￥5,000～	内容によって大幅に変わります。
お問い合わせフォーム設置	￥20,000～	デザイン作成を含んだ料金です。 入力項目数によって料金が変動いたします。
写真撮影同行・ディレクション	1h¥ 5,000～	撮影する写真のカットをご提案・リストアップいたします。また、撮影現場へ同行して構図のアドバイス等を行います。 往復の交通費、所要時間によって大幅に変動いたします。
お急ぎ制作	通常料金の30%割増	こちらが提示したスケジュールよりも早く制作されたい場合。

公開後のサポート

テキスト修正・追加	￥2,000～	内容によって大幅に変わります。
画像修正・追加	￥5,000～	内容によって大幅に変わります。
バナー作成	￥10,000～	すでに公開しているサイトのバナー修正・追加です。 内容によって大幅に変わります。

管理・保守・更新作業

データ管理・保守プラン	￥20,000／月	データ消失・ウイルス感染などに備える、保険・保証サポート。責任を持ってデータを保管させていただきます。
基本更新プラン	￥50,000／月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、月5回までの更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。
無制限更新プラン	¥200,000／月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、無制限の更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。

※上記プラン以外にも柔軟にご対応させていただきます。まずはご相談ください。

印刷物

パンフレット制作	￥50,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
ポスター制作	￥50,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
フライヤー制作	￥30,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
名刺制作	￥30,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。

映像・3DCG

映像・3DCG制作	￥200,000～ 都度お見積もり	制作期間・内容によって大幅に異なります。 まずはご相談ください。

※価格は全て税抜価格です。消費税分は別途必要となります。
※リストの制作費はあくまで目安になりますので、価格は作業内容に応じて、都度お見積もりをさせていただきます。
※上記リストにない制作に関しても対応可能ですので、まずはご相談ください。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名 自民党 ）
（議員名 戸井田ゆうすけ）

整理番号	使途項目
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率	
それ以外の案分	100%

案分の説明
すべて政務活動に係るものであるため

読売新聞代
4,400円

4,400円を充当

領収書

区域058　全戸0005　お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
3年　4月分

読売新聞オンラインの登録はこちらから

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞セット	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました
領収日　年　月　日
ご購読ありがとうございます。
今後とも宜しくお願いします。

読売センター姫路東
姫路市保城４７７－４
TEL 079-282-6420

領収印

4/26 支払い

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

案分率

共通案分率　50%（25%）

それ以外の案分

案分の説明

来客用駐車場代
（5月分）

14,000円×50%
＝7,000円

7,000円を充当

領　収　証

№ 38093

戸井田ゆうすけ事務所 様

令３ 年４ 月26日

金額			¥	7	1	4	0	0	0	-

但し　5月分

上記の金額正に領収いたしました

宗教法人に付収入印紙を貼付しません

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
電話(079)224－1111番代

駐車契約書

(宗)射楯兵主神社(以下甲という)と戸井田事務所(以下乙という)は、自動車の駐車につき、次の通り契約する。

記

第一条　甲は乙に対し末記車両を以下の条項により甲の境内地に駐車することを認める。

第二条　乙は前条に定めた駐車車両を変更しようとする時は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第三条　駐車契約の期間は次の通りとする。

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

但し、上記期間内において、祭礼及び甲の行事に支障をきたすと認めた場合は、乙は駐車することができない。

第四条　１、駐車料金は、一車両につき一ケ月１４，０００円(消費税含む)とし、乙は甲に当月末日までに翌月分を支払う。

２、前条により乙が駐車できない期間があっても、前条の金額は返金若しくは減額しない。

第五条　乙は駐車場に車庫等の工作物を設置してはならない。

第六条　乙は甲の承諾を得ないで、本契約による権利を第三者に譲渡・転貸してはならない。

第七条　甲は駐車場内の車両については保管・車両の盗難・損傷等その他いっさいの事故に対して甲はその責を負わないものとする。

第八条　乙または乙の関係人(使用者・運転者・同乗者等を含む)が駐車場並びに付帯設備及び駐車場内で他の車両を損傷したときは、速やかに甲に連絡すると共に、その損害の賠償をしなければならない。

第九条　乙が本契約上の義務に違反したときは、第三条の期間中を問わず甲は催告その他の手続を執ることなく即時この契約を解約することができる。

第十条　乙が何らかの都合によって本契約を解約する場合は一ケ月前までに甲に予告しなければならない。

第十一条　本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場内から搬出しなければならない。

前項の定めにもかかわらず乙が車両を搬出しないとき、又は残留物があるときは、甲は適当と思われる方法で車両の搬出、その他適宜の措置を講じることができ、その費用は乙の負担とする。

第十二条　本契約の定めにない事項が生じたときは甲乙協議の上決定する。

令和３年４月１日

甲　姫路市総社本町１９０番地
射楯兵主神社　播磨國總社

乙　住所　姫路市本町６８番地　大手前第一ビル１Ｆ
氏名　戸井田事務所
戸井田　祐輔
連絡先　０７９－２８１－７７００

申出書

兵庫県議会議長 様

令和２年 ４月 １日

駐車契約に基づく料金は、播磨国総社 射盾兵主神社の営業部門である総社会館へ支払うよう指定されています。

兵庫県姫路市本町６８ 大手前第一ビル１Ｆ

戸井田 祐輔 [redacted]

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

13

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

[redacted]

お振込金額	¥132,000
振込手数料	¥0

お受取人は
[redacted]
カ）タツミハウスサービス　様

お振込人は
トイダユウスケジムショ　様

お取扱日　3. 4. 30　電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
[redacted]		3. 4. 30	10:27
			9515

銀行番号	店番号	口座番号等
[redacted]		

印紙税申告納付につき銚町税務署承認済

三井住友銀行

案分率

共通案分率	50%（25%）
それ以外の案分	

案分の説明

事務所賃借料
132,000円×50%
=66,000円
66,000円を充当

令和 2年 8月30日

事業用賃貸借契約書

姫路市本町68番地170　大手前第一ビル 1階5号

借主:　　戸 井 田　祐 輔　様

貸主:　株式会社辰己ハウスサービス

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社辰己ハウスサービス (以下「甲」という。)と借主 戸井田祐輔 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1)　目的物件の表示

建物	名　称	大手前第一ビル		1 階 5 号室
	所在地	(住居表示) 姫路市本町６８番地１７０		
		(登記簿) 姫路市本町６８番地１７０		
		(家屋番号)本町６８番１７０の９		
		(建物の名称) １Ｆ５号		
	構　造	(一棟)鉄筋コンクリート造・陸屋根地下１階付５階建　(専有部分) 鉄筋コンクリート造１階建		
	種　類	事務所	新築年月	昭和４７年４月
	面　積	５１.97㎡		
附属施設		なし		

頭書(2)　事業内容(具体的に記載すること)

頭書(3)　契約期間

令和　2年　7月　1日　から　　令和　4年　6月 30日まで (　2年間)

頭書(4)　賃料等

賃　料	月額１３２，０００円 (内消費税等12,000円)	管理・共益費	賃料に含む		
敷　金	[redacted]	礼　金	[redacted]		

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No.			
	本　数			
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を支払う		
賃料等の支払方法	■振　込	[redacted]		
		株式会社辰己ハウスサービス	※振込み手数料は借主負担	
	□持　参	持参先		
	□口座引落	委託会社名		

頭書(5)　借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏　名)
	(自　宅)ＴＥＬ
	(勤務先)ＴＥＬ　　(会社名・部署名)
	(携　帯)ＴＥＬ

頭書(6)　貸主及び管理業者

貸　　主	[redacted]

管理組合	名称　大手前第一ビル管理組合
	住所　姫路市本町６８番地の１７０
	ＴＥＬ

頭書(7)　乙の債務の担保

担保の方法	■連帯保証人	氏名	
		住所	

頭書(8)　更新に関する事項

契約更新月の６ヵ月前までに借主からの申し出がない場合は、同条件で２年間更新したものと みなします。

頭書(9)　特約事項

1. 借主が搬入した内装・動産・設備に関しては解約時には撤去し基本的に引き渡し時の状態にすることとします。
   尚、看板等も撤去し契約前の状態にする
2. 本契約締結後消費税法により税額が変更になった際には変更後の税率を家賃に付加して支払うものとします
3. 業種変更がある場合は事前に家主の承諾を必要とします。
4. 本事務所の営業に係る許認可関係については借主の責任と負担において行うものとする
5. 本契約条項第６条（Ａ・Ｂ）項全文を末消

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　2年　7月　1日

甲・貸主	氏名	株式会社辰巳ハウスサービス 代表取締役 赤鹿嘉[redacted]	
	住所	姫路市辻井1丁目2番22号	
乙・借主	氏名	戸井田祐輔[redacted]	TEL [redacted]
	住所	[redacted]	
連帯保証人	氏名		
	住所		

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

入居時、1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(共益費)

4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

入居時、1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の　ヶ月分相当

額を差し引き、返還するものとする。

4　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第７条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第８条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(２)の事業内容を変更してはならない。

4　前３項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の１ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5　乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7　乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三　騒音等の迷惑行為を行うこと

四　第１項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六　本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七　本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　階段・廊下等共用部分への物品の設置

二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第９条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3　乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4　契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条　乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2　前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条　甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3　乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一　電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二　その他費用が軽微な修繕

4　本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条　甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一　乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき

二　乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2　甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一　本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二　第8条(第7項第五号から第七号を除く。)から第10条までの規定に違反したとき

三　入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき

四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五　銀行取引の停止

六　破産手続きの開始

七　民事再生手続きの開始

八　会社更生手続きの開始

九　特別清算手続きの開始

3　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一　第7条の確約に反する事実が判明したとき

二　契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4　甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条　乙は、甲に対して6ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2　前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から６ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して６ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条　乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4　本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3　本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一　賃料等支払い方法の変更

二　頭書(６)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第17条　乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一　乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡又は転貸と評価できるときは、第８条第１項の定めに従うものとする

二　長期に休業するとき

三　連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四　連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条　本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2　頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二　連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三　前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3　頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二　乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三　前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条　本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条　地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条　本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条　特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和３年４月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
14	調査研究費　研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

☆☆お振込☆☆　SMBC

お振込金額　¥19,877
振込手数料　¥110

お受取人は
[redacted]
ヨコタレキセイコウギ゛ヨウ　（カ　様

お振込人は
トイダ゛ユウスケシ゛ムシヨ　様

お取扱日　3.　4.30　電信振込

取扱店	機番	年	月	日	時刻
[redacted]		3.	4.	30	10:25
					9514

銀行番号	店番号	口座番号
[redacted]		

印紙税申告納付につき趣旨税務署承認済

三井住友銀行

案分率

共通案分率	50% (25%)

それ以外の案分
案分の説明　ガソリン代
19,877円＋110円（手数料）
＝19,987円
19,987円×25%
＝4,996円
4,996円を充当

領収証

No. 009600

令和 ~~平成~~ 3年4月30日

戸井田事務所　殿

金額				¥	1	9	8	7	7	円

但し

上記金額正に領収致しました

内訳	
現金	
小切手	1
手形	
口座振込	○
相殺	

収入印紙

横田瀝青興業株式会社
本社　〒672-8064
姫路市飾磨区細江[redacted]
電話（079）233－[redacted]番

御支払確認印	取扱者
	[redacted]

3×50×50 Ⓢ

お客様コードNo.9301

請　求　書

No. 4

2021 年 3 月 31 日 締切分 (30)

６７０－００１２

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社　兵庫営業所
〒679-3111　神崎郡神河町大河755-1
ＴＥＬ　(0790) 34-0792
ＦＡＸ　(0790) 34-0791
〒672-8064　姫路市飾磨区細江995番地
ＴＥＬ　(079) 233-0575
ＦＡＸ　(079) 233-0561
取引銀行 [redacted]

TEL:079-281-7700　FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以上は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額	
15,969	15,969		0	19,877	¥19,877	[redacted]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
21/ 3/ 1	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	30.63	リットル	137.00	4,196
21/ 3/ 9	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	21.00	リットル	137.00	2,877
21/ 3/16	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	24.71	リットル	137.00	3,385
21/ 3/26	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	27.53	リットル	137.00	3,772
21/ 3/30	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	28.03	リットル	137.00	3,840
21/ 3/31	82285	[入金（振　込）]				[15,969]
		【税別御買上計10.0%】				18,070
		消費税等10.0%				1,807
		【合　　計】				19,877

（添付様式２）

領収書等添付様式【共通】

（令和3年4月分）
（会派名　自由民主党）
（議員名　戸井田ゆうすけ　）

整理番号	使途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)

整理番号	
15	領収書は別添の通り

案分率

共通案分率	(50%) 25%
それ以外の案分	
案分の説明	人件費 115,200×50% ＝57,600円 57,600円を充当

政務活動補助業務　勤務実績表・領収書

4 月分　　氏　名　[redacted]

日	曜日	定時勤務 開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	備考(時間外勤務等) 開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木							
2	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	土							
4	日							
5	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
8	木							
9	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	土							
11	日							
12	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
15	木							
16	金							
17	土							
18	日							
19	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
22	木							
23	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	土							
25	日							
26	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
28	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
29	木							
30	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
31								
計					(A) 128:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。　　議員名 戸井田祐輔 [redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合　(A) [128 時間 00 分] × 単価[900円] = 115,200 円(B)

①' 月額の場合　支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等　支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額　(B)+(C) = 115,200 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) － [　　円](所得税・住民税、保険料本人負担額)＝　　円(E)

金 115,200 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

R3 年 4 月 30 日

住所 [redacted]

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与　総支給額(D)[115,200 円] × 案分率[50%] = 57600 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額　総額[　　円] × 案分率[　%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計　(F)+(G) = 57600 円

（添付様式８）

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日	
氏　　名			
現　住　所			
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和　元年　　６月　　１１日から　令和　　５年　　４月　２９日まで		
雇用形態	正規職員　・　（パートタイム）　・　その他		
就業場所	姫路市　　本町　　６８　大手前第一ビル　戸井田事務所		
仕事内容	事務一般		
就業時間（休憩時間）	（午前）・　午後　９時００分から　　午前　・　（午後）　６時００分まで （休憩時間は、１２時００分から　１３時００分）		
休　　日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇		
給与（賃金）	月額　　，　　円（　時給　９００　円）		
給与支払	毎月分を月末日に支払い		
給与振込先			
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和　元年　６月　１１日

雇 用 者　　兵庫県議会議員
戸井田　祐輔　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]